

第3章 流域下水道

第3章 流域下水道

3-1 沿革

1 多摩地域の下水道事業のはじまり

多摩地域の下水道計画は、戦後の急激な人口増加と産業の発展による市街化の拡大に対処するため、昭和25年に武蔵野市で始まった。当時は、公害問題も表面化しておらず、雨水及び雑排水の排除を主な目的としていた。その後、昭和28年度から34年度にかけて八王子市の中心部、立川市の市街地部、日野市の多摩平地区、三鷹市東部地区が順次公共下水道として都市計画決定され事業に着手した。この頃より、多摩地域は、人口増加による市街化が激しくなり、緊急に雨水及び雑排水の排除が必要となっていた。

このため都は、多摩地域の市街地の秩序ある発展と生活環境の向上を図るため、昭和33年から34年にかけて北多摩地区で下水道計画の基礎となる「用排水実態調査」と「下水道基本調査」を行い、基本調査の結果を市町村の下水道計画に対する指導指針とした。

これらの調査では、下水道の計画人口を約171万人、一日一人当たりの汚水量を300リットル、降雨強度は一時間当たり40ミリ程度とし、排除方式は、事業実施中の処理区を除き、原則として分流式を採用することとした。

昭和30年代後半から40年代前半にかけては、人口増加と工場進出などの一層の激化により、「用排水実態調査」と「下水道基本調査」は、実態に合わなくなり、新たな計画の策定が必要となった。

このため、昭和38年10月、都は市町村の協力を得て、長期的・広域的な環境整備計画と事業計画並びに実施方法の策定を目的とした「三多摩地区環境整備対策連絡協議会」（会長：副知事）を設置した。

下水道部門は、都が三多摩地域の下水道計画案を作成し、本協議会にはかり了承を得るという方針に基づいて、昭和42年2月「三多摩地区総合排水計画（第一次）」の都案を決定した。

この下水道計画は、都が中小河川と広域幹線排水路（北多摩一号幹線排水路、北多摩二号幹線排水路）、市町村は汚水処理施設と管きょ等を整備するというものであり、広域幹線排水路は、各市町村の汚水処理施設から放流される処理水と区域内の雨水を集めて多摩川に流すという河川としての性格が強いものであった。

2 流域下水道事業のはじまり

「三多摩地区総合排水計画（第一次）」に基づいて、国は、市街地の健全な発展と公共用水域の水質の保全のため、市町村の区域を越えた広域的下水道の整備が急務であるとして、昭和43年2月の建設省都市局長通達で、都道府県が流域下水道の事業主となるよう方向を明らかにした。これを受け都は、同年6月の首脳会議をもって流域下水道の建設事業は下水道局が主管することと決定した。

これらの背景のもとに、昭和43年9月に関係市町村との協議会において「三多摩地区総合排水計画（第

二次)」が承認された。

この計画では、都は中小河川、流域下水道の幹線及び処理場(平成16年4月より「水再生センター」に名称変更)の整備、市町村は一般の下水道及び流域関連の下水道の整備とし、排除方式は、急激な人口増と著しい市街化により雨水排除と污水処理を平行して行わざるをえなかつたため、原則として合流式(特に北多摩地域)を採用することとした。この計画が、今日の多摩川流域下水道計画の母体となっている。

昭和43年までの流域下水道計画は、わずかに北多摩一号処理区の幹線管きよが都市計画決定されているにすぎなかつたが、多摩地区の流域下水道事業の所管が下水道局に決定し、「三多摩地区総合排水計画(第二次)」に基づく事業が急がれることとなつた。同時に昭和40年代半ばには、多摩川の汚染が一層深刻になり社会問題化していた。そして、昭和45年には下水道法改正があり、下水道の目的に「公共用水域の水質の保全」が付加され、流域下水道は公共下水道の基幹施設として、水質保全に大きな役割を果たすこととなつた。

昭和45年9月、多摩川・荒川などの都内の主要な河川は公害対策基本法に基づいて、水質環境基準の類型指定が定められた。このため、これらの水域は下水道法第2条の2の規程により、下水道整備に関する総合的な基本計画、すなわち「流域別下水道整備総合計画」を策定することとなつた。

この計画は、水質環境基準を達成、維持するための下水道の整備を最も効果的に実施するために当該流域における個別の下水道計画の上位計画として位置づけられるものである。

都においては、計画区域を区部及び多摩地域とする「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」(以下、「流総計画」)を策定し、昭和55年3月に建設大臣承認を受けた。

しかし、流総計画については20年後を目標としつつ中間年次に見直しをすることとなつてゐたため、都は昭和63年度を基準年として平成元年度から見直し作業を行い、平成7年8月に国に計画を申請し、平成9年5月に承認を受けた。

この計画では、多摩地域の計画区域面積を59,162ha、計画人口386万人、基礎家庭における一日一人当たり汚水量を300リットルとしている。また、各処理場からの放流水質は、多摩川及び荒川の水質環境基準の達成を目標として、多摩川水系で1リットル当たりBOD8mg以下、荒川水系で1リットル当たりBOD10mg以下と定めた。

さらに、本流総計画では、環境庁より東京湾の窒素・りんに係わる水質環境基準を達成する観点から、計画を見直しするよう付帯意見が付けられている。これらを受けて「流総計画」は、平成10年度から人口・産業等の基礎フレーム、汚水量及び下水道計画区域等を含め検討を重ねた。加えて、平成17年に東京湾など閉鎖性水域の水質を改善するため下水道法施行令の改正もあり、約10年ぶりに計画の見直しを行い、平成22年3月に国に計画を申請し、平成21年7月に同意を得た。主な変更点は①計画下水量の見直し、②窒素、りんなどの目標水質を新たに設定、③老朽化した処理場がある市の単独処理区(八王子市北野処理区、立川市錦町処理区、三鷹市東部処理区)を流域下水道に編入することとしている。

この計画では、多摩地域の計画区域面積を56,757ha、計画人口401万人、基礎家庭における一日一人当

たり汚水量を270リットルとしている。また、各処理場からの放流水質は、多摩川及び荒川の水質環境基準の達成を目標として、多摩川水系、荒川水系で1リットル当たりBOD6mg以下と定めた。

3 流域下水道事業の重点的な実施

事業費の推移は、昭和52年12月の「東京都財政3か年計画－1977」に基づき、昭和53年度を初年度とする3か年に、総額680億円を投資し、多摩川水系と荒川水系の流域下水道を、関連市町の公共下水道と整合させながら、強力に建設を進めることとしたのをはじめ、昭和56年2月の「マイタウン東京’81東京都総合実施計画」においては、昭和56年度から3か年間に760億円の事業費を投資することとした。

さらに、昭和57年10月には「東京都長期計画マイタウン東京－21世紀をめざして」が策定され、昭和56年度からの10か年における総事業費を2,740億円とした。

その後、東京都長期計画の着実な推進を図ることを目的に、昭和58年10月に「マイタウン東京’83東京都総合実施計画」が策定され、昭和58年度からの3か年の事業費を720億円とした。さらに、昭和59年10月の「マイタウン東京’85東京都総合実施計画」では、昭和60年度からの3か年の事業費を、610億円とした。

昭和61年11月には「第二次東京都長期計画 マイタウン東京－21世紀への新たな展開」が策定され、昭和61年度からの10か年における総事業費を2,740億円とした。これを受け、昭和62年11月に「マイタウン東京’87東京都総合実施計画」を策定し、昭和62年度からの3か年における事業費を860億円とした。また、昭和63年10月には、第二次東京都長期計画の着実な推進を図ることを目的とし、「マイタウン東京’89東京都総合実施計画」を策定し、平成元年度から3か年の事業費を940億円とした。

平成2年11月には「第三次東京都長期計画マイタウン東京－21世紀をひらく」が策定され、平成3年度からの10か年における総事業費を2,804億円とした。これを受け、平成3年11月に「マイタウン東京’91東京都総合実施計画」を策定し、平成3年度からの3か年における事業費を877億円とした。また、平成4年11月には、第三次東京都長期計画の着実な推進を図ることを目的とし、「マイタウン東京’93東京都総合実施計画」を策定し、平成5年度からの3か年における事業費を865億円とした。

平成7年11月には「生活者の視点の重視」を基本理念とした「とうきょうプラン’95－生活都市東京をめざして」が策定し、平成7年度からの3か年における事業費を855億円とした。

さらに、平成9年2月には「生活都市東京の創造」を基本目標とし、平成8年度から平成17年度のおおむね10年間を対象期間とした都の基本構想である「生活都市東京構想」を策定した。

また、平成9年11月には、生活都市東京構想に掲げる目標の実現に向けた、平成10年度から3か年に重点的に取り組むべき重点課題について計画化した「生活都市東京の創造 重点計画」を策定した。

平成10年11月には、東京をめぐる社会経済情勢の激しい変化を踏まえ、平成11年度から3か年を対象期間とした「生活都市東京の展開 改訂重点計画」を策定した。

その後も厳しさを増す下水道財政の中にあって、都民サービスの更なる向上、より一層の事業の効率化・重点化の観点から事業全般の進め方を見直すとともに、50年先を展望した下水道事業の取組方針を示

すため、平成13年に「下水道構想2001」を策定した。

この構想を基本に、下水道事業を遂行していく上での指針とともに、その施策の内容を「お客様」である都民の皆さんに明らかにすることを目的として、平成16年からの3年間を計画期間とする「経営計画2004」を策定した。さらに、平成18年に都が策定した「10年後の東京」（平成23年に「2020年の東京」を策定）で示された東京のあるべき姿を実現するためには、下水道局がこれまで実施してきた様々な事業を今まで以上に環境に配慮して推進していく必要があり、引き続く計画として平成19年からの3年間を計画期間とする「経営計画2007」、平成22年からの3年間を計画期間とする「経営計画2010」、平成24年度には、下水道局発足51年目となる平成25年からの3か年計画として「経営計画2013」を策定した。

これらの計画により、多摩川・荒川右岸東京の両流域下水道事業は急速に促進し、昭和46年3月に南多摩処理場、昭和47年4月に野川処理区及び昭和48年6月に北多摩一号処理場が相次いで一部処理を開始した。これに続き、昭和53年5月には多摩川の水質改善にあたってその普及が急務であるとされていた多摩川上流処理区の多摩川上流処理場が一部処理を開始した。

さらに、昭和56年11月には荒川右岸処理区の清瀬処理場が一部処理を開始した。流域下水道が着手されてから20年目に当たる昭和63年度には、北多摩二号処理場の一期稼働施設が完成し、平成元年4月に処理を開始した。そして、平成4年11月には浅川処理場並びに八王子処理場が一部処理を開始し、流域下水道の8処理区すべてが供用した。

4 新たな課題への対応

(1) 老朽化施設の更新

流域下水道は、事業開始から既に40年が経過しており、機械や電気の設備の中には、耐用年数を超えるものも多く、経年による補修費が増大するなど更新に伴う事業費は年々増加している。また、老朽化施設の更新を進めるだけでなく、新たな課題である温室効果ガスの削減や省エネルギー化などへの対応も必要となっている。これまで、清瀬水再生センターにおいて汚泥ガス化炉、浅川水再生センターにおいてターボ型流動焼却炉を導入し、温室効果ガスの削減などに努めてきた。

今後は、事業の平準化やライフサイクルコストの縮減を図るために、アセットマネジメント手法による設備更新計画に基づいた保守点検や補修など、予防型の維持管理によって、法廷耐用年数の2倍程度延命化し、主要な機種ごとに定めた経済的対応年数で、計画的に設備更新を行う。また、施設の更新にあわせて、補助燃料や電力をこれまで以上に削減できる高温省エネルギー型焼却炉と低含水率脱水機を組み合わせた「第二世代型焼却システム」の導入を進めていく。流域下水道幹線については、平成19年度から実施している管路内調査の結果に基づき、対策が必要である幹線の補修・改良を実施する。

(2) 震災対策

震災時において、下水道が最低限有すべき機能を確保するために、施設の耐震化や計画停電などによる電力不足に備えた対策の強化が必要とされている。また、震災時における信頼性の高い通信手段の確保や

市町村と連携した応急復旧体制の構築も必要である。

これまでにも、設備更新などにあわせ水処理施設の耐震補強や停電に備えた電力不足などの対応として非常用発電設備やNaS電池などの導入に取り組んだ。また、災害時に市町村が収集するし尿の受入施設を整備し、平成23年12月までに全30市町村との間でし尿の搬入・受入れに関する役割分担を定めた「覚書」の締結を完了した。

今後は、水再生センターの耐震化のスピードアップを図り、想定される首都直下地震に対して、水を汲み上げる揚水、簡易処理及び消毒など、耐震時においても必ず確保すべき機能を担う施設について、平成31年度までに対策を完了する。また、市町村とは、し尿の搬入・受入れ訓練や情報連絡訓練など、実践的かつ効果的な訓練を継続的に実施し、市町村との相互支援体制の強化に努めていく。

(3) 水再生センター間の相互融通機能の確保

水再生センターの更新工事においては、工事期間中に既存施設の能力を確保しなければならず、代替施設の設置とそれに係る費用が必要となり、都及び市町村の負担が大きくなる。また、震災時などにおいて、水再生センターが被災した場合にも、下水や汚泥の処理を継続する必要がある。

そこで、多摩川をはさむ二つの水再生センターを連絡管で結び、震災時などに一方の水再生センターが被災した場合にも、下水や汚泥を処理することができるバックアップ機能を確保するとともに、更新時に連絡管の相互融通機能を活用し、水処理施設の一部を停止し、高度処理施設への更新や耐震化工事に取り組んでいる。

平成18年度から稼働している、多摩川上流・八王子水再生センター間連絡管、平成24年度完成の北多摩一号・南多摩水再生センター間連絡管に引き続き、3本目となる北多摩二号・浅川水再生センター間連絡管の整備を進める。また、北多摩一号・南多摩水再生センター間連絡管では、バックアップ機能など連絡管の目的をわかりやすく伝えるための工夫を凝らしたP R施設などの整備に取り組む。

(4) 雨水対策

都では、黒目川・落合川流域など市単独では雨水排除が困難な地域の下水道雨水幹線の整備を平成23年度に完了させた。また、多摩地域の一部において、中小河川が無く、河川流域毎に作成・公表される浸水危険度を示す浸水予想区域図が未整備であった。そこで、北多摩一号・北多摩二号処理区流域については、関係市と連携し浸水予想区域図を作成し、公表した。

今後は、流域下水道雨水幹線をさらに有効に活用してもらうために、関係市に対して雨水整備に関する技術支援を実施し、公共下水道の接続を促し、浸水被害の軽減に努める。また、多摩川上流雨水幹線流域で関係市と連携して浸水予想区域図を作成する。

(5) 合流下水道の改善

合流式下水道では、一定量以上の降雨があった場合に、汚水混じりの雨水やごみが川に流出します。下水道法施行令の雨天時放流水質の基準などへの対応を図るために、関係市と連携し、貯留施設の整備や下水道への雨水の流入抑制に取り組む必要がある。これまで、雨水吐口におけるごみなどの流出抑制を図る水

面制御装置や、北多摩二号水再生センターでは雨天時の下水中の汚濁物を2倍程度多くすることが可能である高速ろ過施設（特殊ろ材を用いて高速で雨天時の下水を処理するシステム）の整備をしている。また、北多摩一号及び北多摩二号水再生センターに引き続き、野川処理区においても降雨初期の特に汚れた下水を貯留する施設の整備を推進している。

今後は、野川処理区において降雨初期の特に汚れた下水を貯留する施設の整備を完了する。また、関係市が実施する雨水貯留浸透事業など、合流式下水道の改善対策へ引き続き技術支援を行うと共に、お客さまに対する宅地内浸透施設の設置のお願いや下水道に油を流さないためのPRなどを関係市と連携して推進していく。さらに、関係市と連携して放流水質など合流改善事業の整備効果の検証を実施し、下水道施行令における雨天時放流水質基準の対応状況を検証する。

（6）高度処理

多摩川などで、水と親しむことのできる快適な水辺空間を創出するためには、地球温暖化などに配慮しながら、東京湾の赤潮発生要因の一つでもあるちっ素及びりんを削減できる高度処理を推進する必要がある。これまで、平成16年度から全センターにおいて、高度処理を導入しており、平成24年度末には、処理水全体のおよそ57%が高度処理されている。

今後、新たに建設する水処理施設については、ちっ素及びりんを削減する高度処理施設を導入する。また、老朽化設備の更新が伴う施設については、水質改善のスピードアップを図るため、ちっ素及びりんの削減効果があり、これまでの処理方法と同規模程度の電力使用量で運転が可能となる準高度処理を導入する。平成30年度までに、準高度処理と高度処理を合わせた施設能力を約7割程度まで向上させる。一方、高度処理はこれまでの処理法よりも、電力使用量が3割程度増加し、エネルギーの消費量が多くなることから、施設の増設や設備の更新にあたっては、省エネルギー化技術を積極的に導入し、電力使用量を削減する。

（7）維持管理の充実

ア 管路施設・水再生センターの維持管理

これまで、老朽化したマンホール蓋の取替や汚泥処理施設などの劣化及び腐食状況の調査などを実施し、予防保全を重視した維持管理を行ってきた。また、危機管理対応を強化する観点から、汚泥かき寄せ機チェーンの脱輪を抑制するために、ガイドレールの設置を進めている。一方、高度処理などの水質改善や汚泥の高温焼却などによる温室効果ガスの削減を推進するに当たり、電力使用量や燃焼使用量など維持管理費用が増加することから、運転管理の工夫や徹底した省エネルギー化が求められている。

今後は、引き続き、老朽化したマンホール蓋の取替えの実施や汚泥処理施設などの劣化及び腐食状況の調査を行い、計画的な補修・改良を実施し施設の延命化を図る。また、平成27年度までには、沈殿池の汚泥かき寄せ機チェーンの脱輪対策を完了させ、震災時の下水道機能を確保する。また、汚泥焼却炉の排熱を活用した発電設備の導入や汚泥高温焼却に伴う補助燃料使用量と温室効果ガス排出量との最適化を図るなど、運転管理の工夫により、電力量や補助燃料量など維持管理費の縮減や省エネルギー化に努めていく

く。

イ 再生水の利用（清流復活事業）

流域下水道の水再生センターの処理水（333,214千m³/年）のうち年間30,608千m³（全処理水の約9%）が再生水として利用されている。このうち多摩川上流水再生センターからは、昭和59年8月から野火止用水、昭和61年8月から玉川上水、平成元年3月から千川上水に送水を開始している。この清流復活事業は、枯渇した中小河川や用水路に清流を復活させ、身近に親しめる水辺空間をよみがえらせるもので、東京都の重要な施策のひとつになっている。当局においては、この事業にあたり、多摩川上流水再生センターの二次処理水の臭気、色度、りんなどをさらに除去するため、凝集剤（PAC）を添加し、砂ろ過施設及びオゾン注入施設で処理して24,800m³/日の再生水を送水している。

今後も、引き続き玉川上水などに再生水の安定供給を図り、人々が集う水辺空間を創出する。

ウ 下水汚泥の資源利用

流域下水道の7か所の水再生センターから、年間約26万tの下水汚泥が発生しており、全量を焼却している。汚泥焼却灰を有効利用する方策として、平成2年度からセメント原料化に取り組み、その後もアスファルトフィラー原料化（アスファルト混合物の一部）などを進めてきた。こうした取組により、平成9年度から汚泥焼却灰の100%資源化を継続してきた。しかし、平成23年3月11日の東日本大震災に伴う、福島第一原子力発電所からの放射性物質の飛散により、5月中旬以降、汚泥焼却灰の資源化が全面停止となった。汚泥を埋め立てることのできる処分場がない多摩地域では、一時的に全量を施設内に保管する事態となつたが、府内の関係局との調整を進め、地元区や市町村など多くの方々にご理解を頂き、平成23年10月27日から中央防波堤外側処分場に埋立処分を開始した。処分に際しては、安全性に万全を期し、十分な対策を講じ、密閉式の車両を用いて各水再生センターから、南部スラッジプラントに運搬している。南部スラッジプラントでは、汚泥焼却灰に水とセメントを混ぜ、飛散防止措置を施した上で、中央防波堤外側埋立処分場に運搬・埋立てた後、土で覆うなど安全に処分している。

一方、汚泥焼却灰に含まれる放射濃度が低減傾向にあることを踏まえ、資源化についても試験的に行うなど、再開に向けて、調整を精力的に進めて行く。

エ 未利用・再生可能エネルギーの活用

地球温暖化防止の取組が地球環境を守る重要な課題となっており、下水道事業においても、未利用・再生可能エネルギーの活用が必要となっている。下水道施設には、流入下水の保有熱や焼却炉の焼却廃熱など未利用エネルギーが大量に存在している。水再生センターでは熱利用のシステムを導入している。

南多摩水再生センターでは、水処理施設の蓋に太陽光パネルを張り付けるなど工夫して、太陽光発電の導入を図るなど、未利用・再生可能エネルギーのさらなる活用を計画的に実施し、環境負荷の少ない都市の実現に貢献していく。

（8）単独処理区の編入

昭和30年代から整備を進めてきた八王子、立川及び三鷹の3市が単独で運営している処理場は、規模が

小さく狭い敷地に立地していることなどから、施設の更新や高度処理、耐震性の向上への対応が困難な状況になっている。そこで、これらの単独処理場が抱える課題に対応するために、3市の単独処理区を流域下水道に編入する協議を関係市や関係機関と進めている。平成24年度には、八王子市及び立川市と東京都の間で、単独処理区の下水を受け入れる水再生センター及び編入に必要な施設整備に関する都と市の役割分担を定めた基本協定を締結した。単独処理区を流域下水道に受け入れることにより、スケールメリットを活かした施設の更新や維持管理が実施され費用を縮減することが可能になると共に、高度処理の導入が可能になるため、多摩地域の水環境の向上と下水道事業運営の効率化を図ることができる。また、水処理施設の耐震性が向上し、多摩地域の防災力の強化が図れる。

今後は、八王子市及び立川市の単独処理区の編入に向け、都市計画決定などの法手続きや関係市との具体的な事項について調整を進めて行く。

(9) 市町村との連携強化

多摩地域の下水道は、市町村の公共下水道と都の流域下水道が一つのシステムとして機能を発揮しており、公共下水道と流域下水道が連携を強化することが重要となっている。このため、都と市町村は、流域下水道と公共下水道の台帳を同一のシステムで電子化することや都と市町村がそれぞれ行ってきた水質検査を共同実施することにより、広域的な維持管理体制を構築し、下水道事業運営の効率化を進めてきた。

また、都では、市町村が行う維持管理業務などに関するノウハウを多摩地域の下水道事業運営に活用するため技術支援の強化を進めている。

今後も、引き続き、水質検査の共同実施を拡大するとともに、電子化された下水道台帳の用途拡大や多目的利用を推進し、維持管理業務の効率化を図る。また、多摩30市町村下水道情報交換会を継続的に開催し、各公共下水道管理者が必要とする下水道技術や事業運営に関する知識など、様々な情報を交換し、これまで下水道局が培ってきた技術やノウハウを提供していく。さらに、災害時のし尿受入れ訓練や「多摩地域の下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく、情報連絡訓練など、災害時の支援体制を充実させ、多摩地域の広域的な防災能力のさらなる向上に貢献していく。

3－2 計画

3－2－1 経緯

(1) 経緯

多摩地域の最初の広域的な下水道計画は、3-1沿革に示すとおり、昭和33年に策定された「北多摩下水道基本調査」に始まる。本節では、その後の多摩地域の下水道計画の経緯を示す。

詳しい経緯は別添の表のとおりであるが、主な変更点などは以下のとおりである。

○多摩川左岸流域第一号下水道の計画決定（昭和41年11月）

小平、東村山、小金井など6市の3,570haを対象。

○多摩・八王子・日野・町田・稻城都市計画第一号下水道の計画決定（昭和43年2月）

現在の南多摩系統の計画母体となる公共下水道を計画決定。

○北多摩一号処理場と野川系統を追加（昭和44年5月）

三多摩地区総合排水計画を基本に、多摩川の水質汚濁に対処するため、北多摩一号処理場と野川系統を追加変更。小平市、府中市、調布市など10市の約9,459haを対象。

○南多摩処理区を多摩川流域下水道に編入することを計画決定（昭和45年5月）

南多摩処理区が、新都市計画法に基づき、多摩川流域都市計画下水道として流域下水道に編入。

○北多摩二号処理区を追加（昭和45年8月）

多摩川流域都市計画下水道を変更し、国立市など3市の約1,595haを対象とした北多摩二号系統を追加。

○多摩川上流処理区の決定（昭和47年3月）

多摩川上流系統と残堀川系統の二系統を合併し、「青梅・福生・昭島及び立川都市計画下水道多摩川上流流域下水道」として計画決定。

○下水道法による事業計画の認可取得（昭和47年6月）

野川、北多摩一号、北多摩二号、多摩川上流、南多摩処理区等が「多摩川流域下水道事業計画」として、下水道法に基づく認可を取得。

○新都市計画法による事業計画の認可取得（昭和47年7月）

野川、北多摩一号処理区及び多摩川上流処理区が、それぞれ「多摩川流域都市計画下水道事業多摩川流域下水道」及び「青梅・福生・昭島及び立川都市計画下水道事業多摩川上流流域下水道事業」として認可を取得。

○荒川右岸東京流域下水道の計画決定（昭和47年12月）

荒川右岸東京流域下水道は「東村山都市計画、田無都市計画、保谷都市計画、武蔵野都市計画、小平都市計画、小金井都市計画及び立川都市計画下水道荒川右岸東京流域下水道」として計画決定。その後、下水道法に基づく事業計画の認可と都市計画事業の認可を昭和48年2月に取得。

○多摩川流域都市計画下水道の名称変更（昭和48年11月）

処理区ごとに、それぞれ「多摩川左岸野川流域下水道」「多摩川左岸北多摩一号流域下水道」「多摩川左岸北多摩二号流域下水道」「多摩川右岸南多摩流域下水道」へ名称変更。

○多摩川右岸浅川流域下水道の計画決定（昭和54年1月）

八王子市と日野市の2市の約3,940haを対象とする浅川処理区を「日野都市計画及び八王子都市計画下水道多摩川右岸浅川流域下水道」として新規に決定。

○多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画の承認（昭和55年3月）

「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」が建設大臣に承認。

○多摩川右岸秋川流域下水道の計画決定（昭和56年11月）

八王子市、日野市、秋川市等約7,390haを対象とする秋川処理区を「八王子都市計画、昭島都市計画、日野都市計画、福生都市計画及び秋多都市計画下水道多摩川右岸秋川流域下水道」として新規に計画決定。

○分流式雨水幹線の追加（平成5年4月）

荒川右岸東京流域下水道区域に、分流式雨水幹線として、黒目川、出水川、落合川、小平の各雨水幹線を追加決定。総延長約7,470m。

○分流式雨水幹線の追加（平成5年12月）

多摩川左岸多摩川上流流域下水道区域に、分流式雨水幹線として、多摩川上流雨水幹線を追加決定。延長約7,230m。

○多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画の承認（平成9年5月）

「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」の変更が建設大臣に承認。

○檜原村を秋川処理区へ編入（平成12年3月）

檜原村（76ha）の流域下水道への編入に伴う区域の拡大及びあきる野幹線（延長約10,590m）の追加。

○処理場連絡管廊の認可取得（平成15年3月）

多摩川上流処理場と八王子処理場間に、連絡管廊を設置するための認可を取得。内径3.5m。

○多摩川流域の計画処理区域変更の認可取得（平成18年3月）

各処理場施設を水再生センターに名称変更。

奥多摩町（175ha）、青梅市（303ha）の一部を計画区域に編入。

編入に伴い、多摩川上流幹線を奥多摩町まで延伸（15,040m）。なお、整備にあたって青梅市が公共下水道として整備した幹線及び沢井汚水中継ポンプ所を活用することとし、流域下水道幹線及び青梅ポンプ所として移管を受けた。

○連絡管廊の認可取得（平成19年9月）

北多摩一号水再生センターと南多摩水再生センター間の連絡管廊の認可取得。内径3.5m。

清瀬水再生センターの焼却炉5基のうち1基を流動床式からガス化炉方式に変更。

○「合流式下水道緊急改善計画」に基づき貯留池の認可取得（平成20年1月）

野川処理区の野川下流部貯留池（20,000m³）雨水貯留池の新たに認可取得。

○残堀川幹線のルート及び延長の一部変更（平成20年6月）

福生都市計画事業瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業の街路計画に合わせ、残堀川幹線の一部移設。

○多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画の同意（平成21年7月）

「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」の変更について、国土交通省の同意。

○水処理施設の高度処理化（平成22年3月）

北多摩二号水再生センターの第1、第2系列の処理方式を標準活性汚泥法から嫌気・無酸素・好気法に変更。

○計画放流水質の変更（平成23年3月）

流総計画の変更に伴い、各水再生センターのBOD, T-Pの計画放流水質を変更。

○編入に伴う接続点等を追加（平成24年3月）

八王子市の北野処理区の編入に伴い、接続点及び面積を追加。追加面積969ha。

○編入に伴う水処理施設等の追加（平成25年3月）

八王子市の北野処理区の編入に伴い、八王子水再生センターのポンプ設備、汚泥濃縮設備及び水処理施設第6-1系列を追加。

(2) 流域下水道計画経緯

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考	
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準		
			年月日	告示番号	年月日	告示番号						
多摩川左岸流域第一号下水道	昭41.11.10	建設省告示第3,713号	昭41.11.10	建設省告示第7,313号			ha3,570	昭41～45年度	百万円6,990	km7.47	北多摩一号排水路	
多摩、八王子、日野、町田都市計画第一号下水道	昭43.2.14	建設省告示第178号					6,180			27.12	南多摩処理区	
多摩、八王子、日野、町田都市計画第一号下水道	昭43.9.29	建設省告示第2,803号	昭43.9.26	建設省告示第2,803号			計画事業6,180 3,220	43～46	3,904	計画事業30.08 5.1	南多摩処理区	
多摩、八王子、日野、町田都市計画第一号下水道	昭44.4.15	建設省告示第1,460号					6,180			30.08	南多摩処理区	
多摩、八王子、日野、町田都市計画第一号下水道			昭44.5.20	建設省告示第2,683号			3,220	43～48	3,904	5.1	南多摩処理区	
多摩川流域都市計画下水道	昭44.5.20	建設省告示第2,678号	昭44.5.20	建設省告示第2,678号			9,459	41～48	11,317	計画事業26.74 22.26	北一処理場、野川系統の追加	
多摩川流域都市計画下水道	昭45.5.12	建設省告示第511号					15,639			49.19	南多摩を多摩川流域に編入	
多摩川流域都市計画下水道	昭45.8.7	東京都告示第846号					17,400			56.87	北二処理区を追加	
多摩川流域都市計画下水道	昭46.11.5	東京都告示第1,214号					17,427			50.64	野川、北一処理区の変更	
青梅、福生、昭島及び立川都市計画下水道	昭47.3.9	東京都告示第254号					8,591			31.73	多摩川上流処理区の決定	
多摩川流域下水道事業					昭47.6.21	建設省東都下流発第10号	26,018	41～55	91,880	91.37	野川、北一、北二、多摩上、南多摩処理区	
多摩川流域都市計画下水道			昭47.7.17	建設省告示第1,286号			9,652	41～51	22,500	24.13	野川、北一処理区の変更	
青梅、福生、昭島及び立川都市計画下水道事業				建設省告示第1,287号			8,591	47～51	13,500	31.73	多摩川上流処理区	
荒川右岸東京流域下水道	昭47.12.25	東京都告示第1,450号					7,884			31.97	荒川右岸処理区	
荒川右岸東京流域下水道					昭48.2.14	建設省東都下流発第2号	7,884	47～55	41,000	31.97	荒川右岸処理区	
荒川右岸東京流域下水道			昭48.3.7	建設省告示第408号				47～52	29,000	31.97	荒川右岸処理区	
青梅、福生、昭島及び立川都市計画下水道	昭48.11.19	東京都告示第1,186号					8,733			計画31.51	多摩川上流幹線の変更	
多摩、八王子、日野、町田都市計画下水道	昭48.11.19	東京都告示第1,184号					6,180			22.84	南多摩処理区の変更	

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考	
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準		
			年月日	告示番号	年月日	告示番号						
多摩川流域下水道事業					昭49. 3. 20	建設省東都下流発第8号	ha 26,018 (6,180)	昭43～58年度 (43～58)	百万円 98,656 (17,766)	km 91.7 (22.84)	南多摩処理区の変更	
多摩川流域都市計画下水道(左岸右岸)	昭48. 11. 19	東京都告示第1, 185号	建設省	告示なし							名称の変更、北一、野川、北二南多摩	
多摩、八王子日野、町田都市計画下水道事業			昭49. 4. 25	建設省告示第638号			6,180	43～58	13,782	16.13	南多摩処理区の変更	
青梅、福生、昭島及び立川都市計画下水道	昭50. 1. 6	東京都告示第1号					8,733			31.28 16ha	延長及び処理場面積の変更	
府中、小金井、国分寺、立川、小平、東村山都市計画下水道多摩川左岸北多摩一号流域下水道	昭50. 7. 18	東京都告示第737号					5,171				恋ヶ窪幹線の追加	
			昭50. 11. 17	建設省告示第1, 557号			5,174	41～54	54,700	14.98	北一幹線2連目及び恋ヶ窪幹線	
多摩川流域下水道事業					昭50. 11. 17	建設省東都下流発第8号	26,157 [5,171] (8,733)	43～58 [43～58] (47～58)	168,286 [71,900] (49,500)	96.94 [15.87] (31.28)	北一、多摩上処理区の変更 []は北一、()は多摩上	
青梅、福生、昭島、立川都市計画下水道事業、多摩川左岸多摩川上流流域下水道			昭50. 11. 17	建設省告示第1, 556号			8,733	47～54	42,600	31.28 16ha	処理場用地の拡張、幹線ルート、管経の変更	
国立、国分寺、立川都市計画下水道事業、多摩川左岸北多摩二号流域下水道			昭23 50. 12. 15	建設省告示第1, 620号			1,595	50～54	15,100	2.00 8.1ha	処理場、放流渠及び幹線の一部	
国立都市計画用途地域	昭51. 1. 14	東京都告示第14号									処理場予定地第1種住居を準工業地域へ変更	
青梅、福生、昭島及び立川都市計画下水道多摩川左岸多摩川上流流域下水道	昭51. 7. 13	東京都告示第698号					8,733			延長 31.56	多摩上幹線の位置、延長の変更	
府中、小金井、国分寺、立川、小平及び東村山都市計画下水道多摩川左岸北多摩一号流域下水道	昭51. 12. 28	東京都告示第1, 275号					5,171			16.06	北一幹線の位置、延長の変更	
多摩川流域下水道事業					昭52. 3. 18	建設省東都下流発第5号	5,171	41～60	71,900	16.06	北一幹線の位置、延長の変更	
国立、国分寺及び立川都市計画下水道事業多摩川左岸北多摩二号流域下水道			昭52. 3. 29	東京都告示第599号			1,595	50～55	15,700	4.5 处理場面積 8.1ha	北二幹線の追加 姐ノ下～国立駅前迄(1連)	

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考	
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準		
			年月日	告示番号	年月日	告示番号						
府中、小金井、国分寺、立川、小平及び東村山都市計画下水道事業多摩川左岸北多摩一号流域下水道			昭52. 3. 29	東京都告示第600号			ha 5,171	昭41～55年度	百万円 45,800	km 16.06	北一幹線の追加 幹線最上流部分	
青梅、福生、昭島及び立川都市計画下水道、多摩川左岸多摩川上流流域下水道	昭52. 6. 21	東京都告示第536号					8,846				排水区域境界の変更武藏野市で荒川右岸処理区と境界変更あり (±27ha面積変わらず) 青梅都市計画区分が増加 (2,184ha)2,297ha 残堀川幹線、管経、ルート及び延長の変更 (14,070m)14,270m	
東村山、田無、保谷、武蔵野、小平、小金井及び立川都市計画下水道、荒川右岸東京流域下水道	昭52. 6. 21	東京都告示第537号					7,884				排水区域境界の変更武藏野市で多摩川上流処理区と境界変更あり (27ha面積変わらず) 幹線 黒目幹線流入部分と清瀬郵便局前のルート(位置)変更により 延長。(31,970m)→31,890mとなる。 同幹線最下流部埋設物のため断面 (□3.6m×3.6m) →□3.4m×3.8mと変更 処理場面積 繩延により(20ha)→21.06ha 変更 東電高圧塔敷地による内形変更	
多摩川流域下水道事業(多摩川上流処理区)			昭52. 8. 22	建設省東都下流発第9号	(8.846)	43～58 (47～58)	168,586 (49,800)	(31.76) 処理場面積 (16.0ha)			多摩上の変更に伴う全体変更 多摩川上流処理区分幹線全部処理場全体計画3系列然部で深層曝気槽を採用する	
青梅、福生、昭島及び立川都市計画下水道事業多摩川右岸多摩川流域下水道			昭52. 9. 2	建設省告示第1,229号			8,846	47～56	42,900	31.76	51.7.13 東京都告示第698号及び 52.6.21 東京都告示第536号の計画 改訂の事業認可 幹線全線認可 31,760m 多摩川 12,540m 残堀川 14,270m 羽村 4,950m 処理場 全体計画3系列のうち2系列認可	
荒川右岸東京流域下水道事業			昭52. 11. 11	建設省東都下流発第14号	7,884	47～58	73,700	31.89 処理場面積 21.31ha			52.6.21 東京都告示第537号変更の 下水道法認可 幹線計画の全部 処理場 全体計画5系列深層曝気槽とし、今回2系列分申請	
東村山、田無、保谷、武蔵野、小平、小金井及び立川都市計画下水道事業、荒川右岸東京流域下水道			昭52. 11. 24	建設省告示第1,522号			7,884	47～55	73,700	31.89 処理場面積 21.1ha	52.6.21 東京都告示第537号変更の 事業認可 幹線計画延長31,890mの全部処理場 全体計画能力513,000m ³ /日の2/5 認可 (5系列のうち2系列) 用地 計画の全部211,060m ³	
青梅、福生、昭島及び立川都市計画下水道多摩川左岸多摩川上流流域下水道	昭53. 6. 10	東京都告示第586号					8,835			31.83	立川都市計画区分の減少境界変わらず、福生市とのやりとり分 (1,566ha)→1,555ha 残堀川ルート及び延長の変更 (瑞穂町付近) (14,270m)→14,340m	

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考	
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準		
			年月日	告示番号	年月日	告示番号						
小金井、調布、三鷹、府中及び武藏野都市計画下水道多摩川左岸野川流域下水道	昭53. 6. 10	東京都告示第587号					ha		百万円	km	幹線名称の変更 野川幹線を野川第一幹線 (17,450m)→12,970m 野川第二幹線4,100m (追加) 調布幹線 (1,820m)→1,820m 計 (19,270m)→18,900m 管経 (40×3.6×2~1.2m)→ 7.0×4.0×2~1.2m	
多摩、八王子、日野及び町田都市計画下水道多摩川右岸南多摩流域下水道	昭53. 6. 10	東京都告示第588号					6,180			22.84	多摩川市計画区分 (3,338ha)→3,532ha 町田都市計画区分 (468ha)→274ha 幹線 大栗幹線管経 (1.5~0.7m)→1.8~0.7m	
多摩川流域下水道事業(野川処理区)				昭53. 12. 16	建設省東都下流発第13号		(4,478)	昭43~60年度 (43~59)	175,809 (17,073)	(18.9)	野川処理区分 幹線全部 野川第一幹線 12.97km 野川第二幹線 18.9km 4.11km 調布幹線 1.82km	
小金井、調布、三鷹、府中及び武藏野都市計画下水道事業、多摩川左岸野川流域下水道			昭53. 12. 16	建設省告示第1,898号			4,478	43~59	12,000	18.9	53. 6. 10計画変更決定の事業認可 幹線 野川第一幹線 12.97km 野川第二幹線 計 4.11km 18.9km 調布幹線 1.82km 全線認可	
日野都市計画緑地	昭54. 1. 24	東京都告示第81号									浅川処理場用地の緑地地区を廃止する	
日野都市計画公園	昭54. 1. 24	東京都告示第82号									浅川処理場の上部を都市計画公園の計画決定	
国立都市計画用途地域	昭54. 1. 24	東京都告示第83号									北多摩第二号処理場の計画変更部分の用途地域決定 第1種住居専用地域を準工業地域へ変更	
国立、国分寺及び立川都市計画下水道多摩川左岸北多摩二号流域下水道	昭54. 1. 24	東京都告示第84号					1,595			9.3	幹線ルート、管経及び延長の変更、終点位置の変更 立川市西町→幸町五丁目三丁目 處理場区域の変更 (約8.1ha)→約10,568ha	
日野及び八王子都市計画下水道多摩川右岸湯川流域下水道	昭54. 1. 24	東京都告示第89号					3,940			6.08	新規計画決定 日野都市計画区分 1,760ha 八王子都市計画区分 2,180ha	
多摩川流域下水道事業(北多摩二号処理区)				昭54. 2. 16	建設省東都下流発第2号		26,265 (1,595)	43~62 (47~62)	204,239 (47,700)	(9.3)	北多摩二号処理区 幹線全部(2連分も含む) 處理場用地10,568ha 處理場能力6/6系列全部	
国立、国分寺及び立川都市計画下水道事業多摩川左岸北多摩二号流域下水道			昭54. 2. 27	建設省告示第264号			1,595	50~59	37,300	7.68	幹線 岐ノ下から下流2連分 岐ノ下から上流西側1連分 最上流迄 處理場用地 8.1ha 處理場能力2/3系列分	

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考	
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準		
			年月日	告示番号	年月日	告示番号						
多摩川流域下水道事業(多摩川上流処理区)					昭54.3.5	建設省東都下流発第7号	ha 26,254 (8,835)	昭43~62年度 (47~61)	百万円 204,239 (49,800)	km (31.83)	多摩川上流処理区分 幹線全部 残堀川 14.3km 多摩上 12.5km 31.83km 羽村市 4.9km 処理場用地 16.0ha 処理場能力 3/3系列 列 全部	
多摩川流域下水道事業(南多摩処理区)					昭54.3.5	建設省東都下流発第9号	(6,180)	(43~58)	(17,766)	22.84 処理場用地 13.6ha	幹線全部 大栗 5.76km 乞田 12.48km 2.84km 稲城 4.6km 稲城ポンプ場 処理場用地 5/5系 列 全体	
青梅、福生、昭島及び立川都市計画下水道事業 多摩川左岸 多摩川上流 流域下水道			昭54.3.14	建設省告示第388号			8,835	47~59	42,900	31.89 処理場用地 16.0ha	53.6.10計画変更決定の事業認可 幹線 残堀川 14.3km 多摩川 12.54km 31.83km 上流 全線認可 羽村 4.95km 処理能力 2/3系列 認可	
多摩、八王子、日野及び町田都市計画下水道事業 多摩川右岸 南多摩流域下水道			昭54.3.14	建設省告示第387号			6,180	43~58	15,672	18.24 幹線 大栗 5.76km 乞田 12.48km 18.24km 認可 処理場用地 13.6ha 処理場能力 5/5系 列 全部		
府中、小金井、国分寺、立川、小平及び東村山 都市計画下水道 多摩川左岸 北多摩一号流域下水道	昭54.8.9	東京都告示第875号					5,171			22.13 処理場面積 14.0ha	幹線の名称、延長の変更 北多摩一号幹線を 北多摩一号北幹線 3,650m 〃 西〃 5,870m 〃 東〃 5,780m に変更 恋ヶ窪幹線 (5,570m)→5,860m 国分寺幹線 970m 計 (16,060m)→22,130m	
多摩、八王子、日野及び町田都市計画下水道 多摩川右岸 南多摩流域下水道	昭54.8.9	東京都告示第874号					6,368			23.06 処理場面積 32.2ha	都市計画面積の変更 多摩都市計画区域 (3,532ha)→3,681ha 八王子 (2,174ha)→2,213ha 日野 (200ha)→200ha 町田 (274ha)→274ha 計 (6,180ha)→6,368ha 幹線の管経延長、ルートの変更 大栗幹線(5,760m)→6,050m 乞田〃(12,480m)→12,640m 稲城〃(4,600m)→4,370m 計 (22,840m)→23,060m 処理場用地を13.6haから32.2ha	
多摩川流域下水道事業(北多摩一号処理区)					昭54.9.3	建設省東都下流発第13号	(5,171)	43~62 (43~60)	204,239 (71,900)	(22.13)	昭和54.8.9計画変更決定に伴う事業確認 幹線計画の全部 処理場能力全体計画4系統のうち3 系列以降を深層曝気槽とし、今回計 画の全部認可 処理場用地 14.0ha	
多摩川流域下水道事業(多摩川上流処理区)					昭54.9.3	建設省東都下流発第13号	(8,835)	43~62 (47~61)	204,128 (49,800)	(31.83)	事業実施に伴い残堀川幹線の管経 を円形から馬蹄形に変更 幹線 計画の全部 処理能力 3/3系列 全部 処理場用地 16.0ha	

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考	
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準		
			年月日	告示番号	年月日	告示番号						
府中、小金井、国分寺、立川、小平及び東村山都市計画下水道事業多摩川左岸北多摩一号流域下水道			昭54. 9. 12	建設省告示第1,447号			ha 5,171	昭40～60年度	百万円 71,900	km 22.13	幹線計画の全部 処理能力 3／3系列 全 部 処理場用地 14.0ha	
多摩川流域下水道事業(南多摩処理区)					昭54. 12. 10	建設省東都下流発第18号	(6,159)	41～62 (43～60)	230,793 (44,320)	(22.15)	昭54.8.9計画変更決定に伴う事業認可 幹線 乞田幹線 12,640m 大栗〃 6,050m 稻城〃 3,460m 計 22,150m 処理場能力 4／10系列分 処理場用地 26.5ha	
多摩、八王子、日野及び町田都市計画下水道事業多摩川右岸南多摩流域下水道			昭55. 1. 16	建設省告示第14号			6,159	43～60	44,320	22.15	幹線 乞田幹線 12,640m 大栗〃 6,050m 稻城〃 3,460m 計 22,150m 処理場能力 4／10系列分 処理場用地 26.5ha	
東村山都市計画、田無都市計画、保谷都市計画、武藏野都市計画、小平都市計画、小金井都市計画及び立川都市計画下水道荒川右岸東京流域下水道	昭55. 1. 22	東京都告示第68号					7,884				流域下水道幹線の採択基準に該当した東大和幹線の延伸と、新規に田無幹線を追加 黒田幹線 11,820m 小平〃 1,010m 柳瀬〃 16,270m 東大和〃 (2,700m)→6,300m 田無 2,560m 計(31,890)→37,960m	
多摩川、荒川等流域別下水道整備総合計画					昭55. 3. 5	建設省東都下流発第16号					計画目標年次を昭和70年と規定し、その調査区域は島しょを除く都の全域における常住人口12,057千人を対象	
多摩川流域下水道事業(浅川処理区)					昭55. 5. 22	建設省東都下流発第3号	(3,940)	41～62 (55～60)	268,793 (38,000)	(6.08)	51. 1. 24付計画決定に伴う当初事業認可 幹線計画の全部 処理能力 1／3系列分 処理場用地 16.38ha	
日野都市計画及び八王子都市計画下水道事業多摩川右岸浅川流域下水道			昭55. 6. 3	建設省告示第1,097号			3,940	55～60	38,000	6.08	幹線計画の全部 処理能力 1／3系列分 用地 16,072ha	
荒川右岸東京流域下水道事業					昭55. 6. 17	建設省東都下水発第9号	7,884	47～60	87,500	37.96 處理場面積 21.31ha	55. 1. 22 付計画変更決定に伴う事業認可 幹線 目 黒 11,820m 小 平 1,010m 柳 瀬 16,270m 東 大 和 6,300m 田 無 2,560 (追加) m 計 37,960m 処理能力 2／5系列	

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考	
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象区域	事業施行期間	事業費	計画基準		
			年月日	告示番号	年月日	告示番号						
東村山都市計画、田無都市計画、保谷都市計画、武藏野都市計画、小平都市計画、小金井都市計画及び立川都市計画下水道事業、荒川右岸東京流域下水道			昭55. 7. 18	建設省告示第1, 316号			ha	百万円	km			
東村山都市計画、田無都市計画、保谷都市計画、武藏野都市計画、小平都市計画、小金井都市計画及び立川都市計画下水道事業、荒川右岸東京流域下水道	昭56. 3. 5	東京都告示第189号					7, 884	昭47～60年度	87, 500	37. 96 処理場面積 21. 1ha	同上認可	
日野及び八王子都市計画下水道多摩川右岸浅川流域下水道	昭56. 3. 5	東京都告示第190号					3, 908		6. 08 処理場用地 16, 072ha		幹線のルート、管経、延長起点及び新規追加 黒目幹線終点の延伸と田無付近のルート変更 (11, 820m) → 12, 150m 小平幹線 1, 010m 変更なし 田無幹線 2, 560m 変更なし 40. 33 柳瀬幹線管経の変更 (2. 2～0. 6m) → 2. 2～1. 2m延長 16, 270m変更なし東大和幹線ルート変更により起点(東村山市久米川町四丁目)→同町本町二丁目、延長 (6, 300m) → 5, 970m 東久留米幹線 (新規採択追加) ◎1. 8m 延長 2, 370m 延長 (37, 960) → 40, 330m 処理場名称変更	
多摩、八王子、日野及び町田都市計画下水道多摩川右岸南多摩流域下水道	昭56. 3. 5	東京都告示第191号					6, 400		23. 15 処理場面積 32. 20ha		日野都市計画区域において造成による地形変更のため南多摩処理区へ32haを分離編入 日野都計 1, 760 → 1, 728 八王子計 2, 180ha 計 3, 940 → 3, 908ha	
荒川右岸東京流域下水道事業			昭56. 8. 5	建設省東都下流第7号			7, 884	47～60	90, 000	40. 33 処理場面積 21. 31ha	56. 3. 5付計画変更決定に伴う事業認可 幹線 目 黒 11, 820m 柳瀬 16, 270m 東 大 和 6, 300m 小 平 1, 010m 田 無 2, 560m 東久留米 2, 370m 計 40, 330m 処理場能力2/5系列分	
東村山都市計画、田無都市計画、保谷都市計画、武藏野都市計画、小平都市計画、小金井都市計画及び立川都市計画下水道事業、荒川右岸東京流域下水道			昭56. 8. 15	建設省告示第1, 413号			7, 884	47～60	90, 000	40. 33 処理場面積 21. 1ha	同上認可	

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要			備考	
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費		
			年月日	告示番号	年月日	告示番号					
日野都市計画及び八王子都市計画下水道多摩川右岸浅川流域下水道	昭56. 11. 27	東京都告示第1, 228号					ha		百万円	km 6. 08 処理場 面積 16, 072ha 計 (3, 908ha) → 4, 340ha	
国立都市計画、国分寺都市計画及び立川都市計画下水道多摩川左岸北多摩二号流域下水道	昭56. 11. 27	東京都告示第1, 231号					4, 340			km 6. 08 処理場 面積 16, 072ha 計 (3, 908ha) → 4, 340ha	
八王子都市計画、昭島都市計画、日野都市計画、福生都市計画及び秋多都市計画下水道、多摩川右岸秋川流域下水道	昭56. 11. 27	東京都告示第1, 232号					9. 3 処理場 面積 11. 40ha			面積の変更 日野都市計画区域 (1, 728ha) → 1, 738ha 八王子都市計画区域分 (2, 180ha) → 2, 604ha 計 (3, 908ha) → 4, 340ha	
多摩川流域下水道事業(北多摩二号処理区)				昭57. 2. 22	建設省東都下流発第2号	1, 595				新規計画決定 八王子都市計画区域 4, 600ha 昭島都市計画区域 17ha 日野都市計画区域 400ha 福生都市計画区域 6ha 秋多都市計画区域 2, 367ha 計 7, 390ha 秋川幹線 16, 720m 平井川 " 6, 010m 八王子 " 6, 920m 大和田 " 1, 160m 石川 " 1, 080m 計 31, 890m	
多摩川流域下水道事業(北多摩二号処理区)				昭57. 3. 4	建設省告示第337号	7, 390				56. 11. 27付計画変更決定に伴う事業認可 幹線9, 300m 計画の全部 処理能力4/4系列 計画の全部	
国立都市計画、国分寺都市計画及び立川都市計画下水道事業多摩川左岸北多摩二号流域下水道							9. 3 処理場 面積 11. 40ha			56. 11. 27付計画変更決定に伴う事業認可 幹線 7, 680m 岨ノ下より下流側は2連全部、岨ノ下より最上流部まで西側片断面全部 処理能力4/4系列分	
東村山都市計画、田無都市計画、保谷都市計画、武藏野都市計画、小平都市計画、小金井都市計画及び立川都市計画下水道荒川右岸東京流域下水道	昭58. 1. 20	東京都告示第62号					7, 884			幹線 40. 56 処理場 面積 21, 106ha	
多摩川流域下水道事業(秋川処理区)				昭58. 1. 25	建設省東都下流発第9号	1, 595	昭43～62年度 (47～62)	288, 050 (66, 957)	50～59	45, 901 7. 68 処理場 面積 11, 149ha	
多摩川流域下水道事業(秋川処理区)				昭58. 2. 7	建設省告示第107号	7, 884				小平幹線の延長 230m増加 40. 33→40. 56km	
八王子都市計画、昭島都市計画、日野都市計画、福生都市計画及び秋多都市計画下水道事業、多摩川右岸秋川流域下水道				昭58. 2. 28	建設省東都下流発第2号	7, 390	43～66 (57～66)	348, 558 (60, 508)	57～66	60, 508 31. 9km 処理場 用地 21. 2ha	
荒川右岸東京流域下水道事業						7, 884	47～60	96, 607 40. 56 処理場 用地 21, 106ha		上記に同じ	

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考	
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準		
			年月日	告示番号	年月日	告示番号						
東村山都市計画、田無都市計画、保谷都市計画、武藏野都市計画、小平都市計画、小金井都市計画及び立川都市計画下水道事業荒川右岸東京流域下水道			昭58. 3. 14	建設省告示第564号			ha 7,884	昭47～60年度	百万円 96,607	km 40.56 処理場用地 21,106ha	上記に同じ	
青梅都市計画、福生都市計画、昭島都市計画及び立川都市計画下水道左岸多摩川上流流域下水道	昭58. 3. 31	東京都告示第305号					8,835			31.83 処理場用地 16.0ha	青梅市の都市計画区域の変更全体の面積は2,297haでかわらず	
多摩川流域下水道事業(浅川処理区)			昭58. 4. 27	建設省東部下水道第6号	(3,916)	43～66 (55～63)	348,558 (38,000)	(6.08) 処理場用地 (16.38ha)	幹線 6.08 処理場用地 16.07ha	昭和56.11.27日付都市計画変更による計画区域4,340haの内、八王子市の東浅川地区424haを除いた3,916haの処理区域を変更認可 幹線は計画の全部、処理場は処理能力1／3系列分処理場用地は16.38ha		
日野都市計画及び八王子都市計画下水道事業多摩川右岸浅川流域下水道			昭58. 5. 13	建設省告示第1,144号		3,916	55～63	38,000	幹線 6.08 処理場用地 16.07ha	上記に同じ		
多摩川流域下水道事業(南多摩処理区)			昭58. 4. 27	建設省東都下流発第4号	(6,191)	(43～66)	348,558 (44,320)	(22.15)		昭和56.3.5付の計画変更(日野市の32haを分離編入)に伴う事業計画、区域の変更及び事業施行期間の変更		
多摩、八王子、日野及び町田都市計画下水道事業多摩川右岸南多摩流域下水道			昭58. 5. 13	建設省告示第1,143号		6,191	43～66	44,320	22.15	上記に同じ		
多摩川流域下水道事業(多摩川上流処理区)			昭59. 3. 2	建設省東都下流発第1号	(8,835)	43～65	348,558 (31.83)			昭和58.3.31計画変更決定に伴う事業認可及び野火止用水放流計画に伴う吐口の変更		
青梅都市計画、福生都市計画、昭島都市計画及び立川都市計画下水道事業多摩川左岸多摩川上流流域下水道			昭58. 3. 15	建設省告示第583号		8,835	47～65	49,800	31.83	上記に同じ		
府中都市計画、小金井都市計画、国分寺都市計画、立川都市計画、小平都市計画及び東村山都市計画下水道多摩川左岸北多摩一号流域下水道	昭59. 11. 19	東京都告示第1,099号			5,171				24.15 処理場用地 14.0ha	北多摩一号東幹線の一部区間の管経を変更すると共に上部に1条追加幹線延長 22.13 → 24.15km		

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考	
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準		
			年月日	告示番号	年月日	告示番号						
多摩川流域下水道事業(北多摩一号処理区)					昭59.12.12	建設省東都下流発第6号	ha(5,171)	百万円(昭43~66年度)	km(22.13)	昭和59.11.19計画変更に伴う事業認可 上部は、認可外 (幹線延長22.13km)		
府中都市計画、小金井都市計画、国分寺都市計画、立川都市計画、小平都市計画及び東村山都市計画下水道事業 多摩川左岸北多摩一号流域下水道			昭60.1.4	建設省告示第1号			5,171	41~66	69,800	22.13	上記に同じ	
多摩川流域下水道事業(野川処理区)			昭60.2.23	建設省東都下流発第1号	(4,478)	(43~66)	346,458(17,073)	幹線(18.90)		事業期間の延伸		
調布都市計画、三鷹都市計画、府中都市計画、武蔵野都市計画、及び小金井都市計画下水道事業、 多摩川左岸野川流域下水道			昭60.3.8	建設省告示第276号			4,478	53~66	12,000	18.90	上記に同じ	
国立都市計画、国分寺都市計画及び立川都市計画下水道事業 多摩川左岸北多摩二号流域下水道			昭60.3.8	建設省告示第277号			1,595	50~62	45,900	7.58 処理場用地 11,149ha	上記に同じ	
国立都市計画、国分寺都市計画及び立川都市計画下水道 多摩川左岸北多摩二号流域下水道	昭60.6.17	東京都告示第671号					1,595			9.64 処理場面積 11,149ha	幹線 中央高速道路下部分の場面を変更するとともに新たなるルート及び延長を追加した。 9,300m→9,640m	
東村山都市計画、田無都市計画、保谷都市計画、武蔵野都市計画、小平都市計画、小金井都市計画及び立川都市計画下水道 荒川右岸東京流域下水道	昭60.6.17	東京都告示第672号					7,884			40.56 処理場面積 21,106ha	田無幹線の管経の一部変更 (延長410m分の管経を1,800mm→1,500mmに変更)	
多摩川流域下水道事業(北多摩二号処理区)			昭61.1.25	建設省東都下流発第14号	(1,595)	43~66 (47~66)	346,458(66,957)	(9.64) 処理場面積 (11,149)ha		昭和60.6.17付計画変更決定に伴う事業認可 ・幹線(中央高速道路下)の一部を断面変更するとともに新たにルート及び延長を追加 9,300m→9,640m ・立坑用地変更に伴う断面変更 φ5,000→5,700 ・事業期間延伸		

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考	
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準		
			年月日	告示番号	年月日	告示番号						
多摩川流域下水道事業(多摩川上流処理区)					昭61. 1. 25	建設省東都下流発第17号	ha (8,835)	昭43～66年度 (47～55)	百万円 346,458 (49,800)	km (31.83) 處理場面積 (16.0ha)	処理施設の一部変更 ・汚泥濃縮槽3池(放射流式円形沈殿槽) ↓ 汚泥濃縮槽2池 遠心濃縮機3台とした	
国立都市計画、国分寺都市計画及び立川都市計画下水道事業多摩川左岸北多摩二号流域下水道			昭61. 2. 6	建設省告示第107号			1,595	50～64	44,312	幹線 8.02 處理場面積 11.1ha	昭和60.6.17付計画変更決定に伴う事業認可 ・幹線(中央高速道路下)の一部を断面変更するとともに新たにルート及び延長を追加 7,680m→8,020m 幹線全体計画9,640mのうち岨ノ下より下流は2連、岨ノ下より国立駅北側付近までの西側1連とその上流計8,020mの認可 ・立坑用地変更に伴う断面変更 φ5,000→5,700 ・事業期間延伸	
東村山都市計画、田無都市計画、保谷都市計画、武蔵野都市計画、小平都市計画、小金井都市計画及び立川都市計画下水道事業荒川右岸東京流域下水道			昭61. 2. 6	建設省告示第108号			7,884	47～66	96,607	40.56 處理場面積 21,106ha	昭60.6.1付の計画変更決定に伴う事業認可及び事業期間の延伸	
日野都市計画及び八王子都市計画下水道多摩川右岸浅川流域下水道	昭61. 3. 17	東京都告示第277号					4,340			6.26 處理場面積 16,072ha	日野市の計画区域見直しによる計画区域の変更 (面積変わらず) 日野都市計画区域 1,736ha変わらず 八王子都市計画区域 2,640ha変わらず 計 4,340ha変わらず 浅川幹線の下流部区間の幹線延長 6.08km→6.26km	
多摩、八王子、日野及び町田都市計画下水道多摩川右岸南多摩流域下水道	昭61. 3. 17	東京都告示第278号					6,400			23.15 處理場面積 32.2ha	都市計画区域の変更 日野市の計画区域の見直しによる計画区域変更 (面積変わらず)	
荒川右岸東京流域下水道事業			昭61. 3. 31	建設省東都我流発第1号			7,884	47～66	96,607	處理場面積 21.31ha 幹線 40.56km	昭60.6.17付計画変更の決定に伴う事業認可 田無幹線の上流410m区間の管経変更 (1,800mm→1,500m)	
多摩川流域下水道事業(南多摩処理区)			昭61. 3. 31	建設省東都下流発第2号			(6,191)	(43～66)	346,458 (44,320)	(22.15) 處理場面積 (26.50ha)	昭61.3.17付の計画変更(区域界の変更)と処理区分(乞田幹線流域)の新設・変更	
多摩川流域下水道事業(多摩川上流処理区)			昭61. 5. 16	建設省東都下流発第3号			(8,835)	43～66 (47～65)	351,126 (54,468)	(31.83) 處理場面積 (16.00ha)	吐口の位置(東大和市、立川市)の変更、放流先(野火止用水、玉川上水)の変更、砂ろ過設備、導水ポンプ設備及び放流水管きよ(11km)の追加 計画水量 43,200m ³ /日	
多摩川流域下水道事業(南多摩処理区)			昭62. 3. 18	建設省東都下流発第1号			(6,191)	(43～66)	363,043 (46,237)	(22.15) 處理場面積 (26.50ha)	高度処理： 砂ろ過 (17,600m ³ /日) 凝集沈殿 (8,800m ³ /日) を認可の対象 重力凝縮槽→重力凝縮槽、遠心凝縮整備 フィルタープレス→ ベルトプレス	

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考	
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準		
			年月日	告示番号	年月日	告示番号						
多摩川流域下水道事業(多摩川上流処理区、浅川処理区)					昭63. 2. 15	建設省東都下流発第1号	ha 8,835	昭43~平7年度 (47~7)	百万円 361,716 (63,141)	km 幹線 (31.83) 処理場面積 (16.0ha)	多摩川上流処理区 事業費の変更	
					昭63. 2. 15	建設省東都下流発第1号	2,178	43~7 (55~7)	361,716 (38,000)	(6.26) 処理場面積 (16.38)	浅川処理区 計画区域の見直し 幹線ルートの変更	
日野都市計画及び八王子都市計画下水道事業多摩川右岸浅川流域下水道			昭63. 2. 26	建設省告示第251号			2,178	55~7	38,000	6.26 処理場面積 16.07ha	同上	
荒川右岸東京流域下水道事業					昭63. 3. 11	建設省告示下流発第7号	7,884	47~6	107,984	40.56 処理場面積 16.07ha	処理施設の増設 2/5→3/5系列 事業費の変更	
多摩川流域下水道事業(南多摩処理区)					平元. 10. 27	建設省東都下流発第7号	(6,400)	43~7 (43~7)	(48,296)	(23.15) 処理場面積 (26.50)ha	稲城ポンプ場(0.15ha)及び稲城幹線 (圧送管1.0km)追加 計画区域の追加 (6,193→6,400ha) 処理区分の一部見直しと接続点追加	
多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び町田都市計画下水道事業、多摩川右岸南多摩流域下水道			平元. 11. 29	建設省告示第1,978号			6,400	43~7	48,296	23.15 処理場面積 26.50ha	同上	
八王子都市計画、昭島都市計画、日野都市計画、福生都市計画及び秋多都市計画下水道多摩川右岸秋川流域下水道	平2. 1. 26	東京都告示第84号					7,390			31.78 処理場面積 33.00ha	幹線ルート、管経及び延長の変更 ・平井川幹線(ルート・管経延長) 6,010m→5,900m ◎1,500~◎900→◎1,350m ・秋川幹線(管経) ◎3,000~◎1,550 ◎3,000mm~◎1,350mm ・石川幹線(管経) ◎900→◎1,000mm~ ◎900mm	
多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び町田都市計画下水道多摩川右岸南多摩流域下水道	平2. 1. 26	東京都告示第85号					6,398			23.15 処理場面積 32.20ha	相模、小山地区の土地区画整理事業区域の変更に伴う処理区域の変更(2ha減)	

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考	
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準		
			年月日	告示番号	年月日	告示番号						
多摩川流域下水道事業(浅川処理区、秋川処理区、南多摩処理区)							ha (2,178)	(昭55~平7年度) (38,000)	百万円 km (6.26) 処理場面積 (16.38ha)	浅川処理区の処理分区界及び接続点の変更		
国立都市計画、国分寺都市計画及び立川都市計画下水道事業、北多摩二号流域下水道			平2. 3. 17	建設省告示第537号		建設省東都下流発第2号	1,595	50~7	66,541	処理場面積 8.02 (82千m ³ /日) 事業費の変更 44,312⇒66,541(百万円) 最終事業期間の延伸 平1年度⇒平7年度	秋川処理区 平2.1.26付の計画変更決定内容並びに接続点の変更	
東村山都市計画、田無都市計画、保谷都市計画、武藏野都市計画、小平都市計画、小金井都市計画及び立川都市計画下水道事業、荒川右岸東京流域下水道			平2. 3. 17	建設省告示第538号			7,884	48~6	107,984	40.56 処理場面積 21,106ha	処理場の増設 2/5系列⇒3/5 (308千m ³ /日) 事業費の変更 96,607⇒107,984(百万円) 最終事業期間の延伸 平3年度⇒平6年度	
八王子都市計画、昭島都市計画、日野都市計画、福生都市計画及び秋多都市計画下水道事業、多摩川右岸秋川流域下水道			平2. 3. 17	建設省告示第539号			7,390	57~7	60,508	31.78 処理場面積 21.20ha	平2.1.26付の計画変更決定に伴う事業認可及び最終事業期間の延伸 平3年度⇒平7年度	
日野都市計画及び八王子都市計画下水道多摩川右岸浅川流域下水道	平2. 12. 6	東京都告示第1,326号					4,340			9.63 処理場面積 16,072ha	日野幹線の追加 (3.37km)	
多摩川流域下水道事業 浅川処理区 秋川処理区			平3. 3. 7	建設省東都下流発第1号			(2,708)	(55~7)	(65,732)	(9.63) 処理場面積 (16.38ha)	(浅川処理区) 日野幹線の追加 (3.37km)	
青梅都市計画、福生都市計画、昭島都市計画及び立川都市計画下水道事業多摩川左岸多摩川上流流域下水道			平3. 3. 7	建設省告示第468号			8,835	47~7	63,141	31.83 処理場面積 16.00ha	最終事業年度の変更 平成2年度→平成7年度	

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考	
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準		
			年月日	告示番号	年月日	告示番号						
日野都市計画及び八王子都市計画下水道事業多摩川右岸浅川流域下水道			平3.3.7	建設省告示第469号			ha 2,708	昭55～平7年度	百万円 65,732	km 9.63 処理場面積 16,072ha	日野幹線の追加 (3.37km)	
荒川右岸東京流域下水道事業			平4.3.6	建設省東都下流発第1号			7,884	47～6	107,984	40.56 処理場面積 21.3ha	沈池及びポンプ設備の増設 6池⇒10池(10/10) 7台⇒11台(11/11)	
多摩川流域下水道事業 (北多摩一号処理区) (南多摩処理区)			平4.3.21	建設省東都下流発第2号	(5,171)	43～7 (47～7)	451,823 (69,800)	(22.13) 処理場面積 (14.00ha)	(22.15) 処理場面積 (26.50ha)	(北多摩一号処理区) 汚泥処理設備の変更 (南多摩処理区) 処理分区の分別 ポンプ設備の増設(8/8)		
						(6,398)	(47～7)	(48,296)				
府中、小金井、国分寺、立川、小平及び東村山都市計画下水道事業多摩川左岸北多摩一号流域下水道			平4.3.23	建設省告示第768号			5,171	47～7	69,800	23.13 処理場面積 14.00ha	事業施工期間の変更 平成3年度⇒平成7年度	
調布、三鷹、府中、武蔵野及び小金井都市計画下水道事業多摩川左岸野川流域下水道			平4.3.23	建設省告示第769号			4,478	47～7	12,000	18.90	事業施工期間の変更 平成3年度⇒平成7年度	
東村山、田無、保谷、武蔵野、小平、小金井及び立川都市計画下水道荒川右岸東京流域下水道	平4.9.14	東京都告示第1,041号					7,884			40.57 処理場面積 21.10ha	管経及び延長、接続点の変更 東久留米幹線 ◎1,800→◎1,800～◎1,500 L=2,380m 幹線全体 40.56⇒40.57km	
荒川右岸東京流域下水道事業			平4.11.18	建設省東都下流発第16号			7,884	47～6	107,984	40.357 処理場面積 21.31ha	管経及び延長、接続点の変更 東久留米幹線 ◎1,800→◎1,800～◎1,500 L=2,380m	
東村山、田無、保谷、武蔵野、小平、小金井及び立川都市計画下水道事業荒川右岸東京流域下水道			平4.12.7	建設省告示第1,895号			7,884	47～6	107,984	450,357 処理場面積 21,106ha	管経及び延長、接続点の変更 東久留米幹線 ◎1,800→◎1,800～◎1,500 L=2,380m	
多摩川流域下水道事業 (北多摩一号処理区) (浅川処理区) (秋川処理区)			平4.12.8	建設省東都下流発第19号	(5,171)	43～7 (47～7)	455,503 (73,480)	(22.13) 処理場面積 (14.00ha)	(9.63) 処理場面積 (16.38ha)	(北多摩一号処理区) 資源化施設の追加 (浅川処理区) 事業区域の拡大 (秋川処理区) 処理分区界及び接続点の変更		
					(3,058)	(55～7)	(65,733)					
					(7,390)	(57～7)	(74,654)	(31.78) 処理場面積 (21.71ha)				

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考	
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準		
			年月日	告示番号	年月日	告示番号						
日野及び八王子都市計画下水道事業多摩川右岸浅川流域下水道			平4.12.28	建設省告示第2,068号			ha 3,058	昭55～平7年度	65,732	km 9.63 処理場面積 16,072km	事業区の拡大	
多摩川流域下水道事業(秋川処理区)					平5.2.24	建設省東都下流発第1号	(7,390)	(57～7)	488,103 (107,254)	(31.78) 処理場面積 (33.00)ha	処理場敷地を追加	
八王子、昭島、日野、福生及び秋多都市計画下水道事業多摩川右岸秋川流域下水道			平5.3.12	建設省告示第704号			7,390	57～7	105,654	31.78 処理場面積 32.00ha	処理場敷地を追加	
東村山、田無、保谷、武藏野、小平、小金井、及び立川都市計画下水道 荒川右岸東京流域下水道	平5.4.6	東京都告示第468号					7,884 雨水 921			污水 40.57 雨水 7.47 処理場面積 21,106ha	分流式雨水幹線の追加 黒目川雨水幹線 □・4,500×4,500×2～ ○・4,000、L=4,040m 出水川雨水幹線 □・4,500×4,500～○・3,250 L=930m 落合川雨水幹線 ○・4,500～○・4,000、 L=2,120m 小平雨水幹線 ○・3,250 L=380m 計 7,470m	
荒川右岸東京流域下水道事業					平5.9.8	建設省東都下流発第10号	7,884 雨水 921.3	47～12	124,991	污水 40.57 雨水 7.455 処理場面積 21.31ha	分流式雨水幹線の追加 黒目川雨水幹線 4,035m 出水川雨水幹線 925m 落合川雨水幹線 2,120m 小平雨水幹線 375m 計 7,455m 雨水幹線の追加に伴う吐口の追加 1箇所 → 3箇所 事業施行期間の変更 平成6年度 → 平成12年度	
東村山、田無、保谷、武藏野、小平、小金井、及び立川都市計画下水道事業 荒川右岸東京流域下水道			平5.9.27	建設省告示第1,880号			7,884 雨水 921	47～12	124,991	污水 4,057 雨水 7.47 処理場面積 21,106ha	分流式雨水幹線の追加 黒目川、出水川、落合川、小平 計 7,470m 事業施行期間の変更 平成6年度 → 平成12年度	
国立、国分寺及び立川都市計画下水道 多摩川左岸北多摩二号流域下水道	平5.12.2	東京都告示第1,312号					1,595			10.67 処理場面積 11,149ha	北多摩二号幹線のルート変更 □・6,000×3,000～○・4,500 L=9,640 → L=10,670m	
青梅、福生、昭島及び立川都市計画下水道 多摩川左岸多摩川上流流域下水道	平5.12.2	東京都告示第1,313号					8,835 雨水 1,193			污水 31.83 雨水 7.23 処理場面積 16.00ha	分流式雨水幹線の追加 多摩川上流雨水幹線 ○・6,500～○・3,750、 L=7,230m	

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考	
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準		
			年月日	告示番号	年月日	告示番号						
多摩川流域下水道事業 (北多摩一号処理区) (北多摩二号処理区) (多摩川上流処理区)			平 5.12.8	建設省東都 下流発 第15号			ha 5,171	百万円 (22,13) 昭43~ 平12年度 (47~12) 527,455 (69,800)	km (22.13) 處理場 面積 (13.94 ha)	事業施行期間の変更 平成7年度→平成12年度 (北多摩一号処理区) 都計道府中3,4,3号線の施行に伴 い、處理場敷地を縮小 14ha → 13.9ha		
							1,595	(47~12) (100,046)	(10.67) 處理場 面積 (11.15 ha)	(北多摩二号処理区) 北多摩二号幹線のルート変更 L=9,640m→L=10,670m 雨水沈殿池を雨天時貯留施設に変 更 貯留容量 70,000m ³ 汚泥濃縮方法の変更 重力式4番→重力式 機械式3台		
							汚水 8,835 雨水 1,193.3	(47~12) (80,502)	(汚水 31.83) (雨水 7.23) 處理場 面積 (16.00 ha)			
青梅、福生、昭島及び立川市計画下水道事業 多摩川左岸 多摩川上流流域下水道			平 6.1.5	建設省告示 第5号			汚水 8,835 雨水 1,193.3	47~12	80,502	汚水 31.83 雨水 7.23 處理場 面積 16.00ha	多摩川上流雨水幹線の追加 L=7,230m 事業施行期間の変更 平成7年度→平成12年度	
国立、国分寺及び立川市計画下水道事業 多摩川左岸 北多摩二号 流域下水道			平 6.1.5	建設省告示 第6号			1,595	47~12	100,046	10.67 處理場 面積 11.15ha	北多摩二号幹線のルートの変更 L=8,020m→L=10,620m 事業施行期間の変更 平成7年度→平成12年度	
荒川右岸東京流域下水道事業			平 6.2.1	建設省東都 下流発 第14号			汚水 7,884 雨水 921.3	47~12	161,634	汚水 40.57 雨水 7,455 處理場 面積 21.31ha	処理施設能力の変更 3/5→4/5系列(410千m ³ /日) 分離濃縮の採用 重力式層4/6→重力式4/4層 機械式4/4台	
東村山、田無、保谷、武蔵野、小平、小金井及び立川市計画下水道事業 荒川右岸東京流域下水道							汚水 7,884 雨水 921	47~12	161,634	汚水 40.57 雨水 7.47 處理場 面積 21,106ha	処理施設能力の変更 3/5→4/5系列(410千m ³ /日)	
荒川右岸東京流域下水道事業			平 6.3.28	建設省東都 下流発 第7号			汚水 7,884 雨水 921.3	47~12	161,634	汚水 4,057 雨水 7,455 處理場 面積 21.31ha	造粒調質濃縮法の採用	
八王子、昭島、日野、福生及び秋多都市計画下水道 多摩川右岸 秋川流域下水道	平 6.4.19	東京都告示 第507号					7,390			32.31 處理場 面積 32.00ha	八王子幹線のルート変更 L=6,920m→L=7,450m (全体31,780m→32,310m)	

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考	
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準		
			年月日	告示番号	年月日	告示番号						
多摩川流域下水道事業(浅川処理区)(秋川処理区)(南多摩処理区)					平 6. 5. 2	建設省東都下流発第2号	ha 3,058	百万円 606,629 (93,007)	km (9.63) 処理場面積 (16.38)ha	(浅川処理区) 処理施設能力の変更 2/6→3/6系列(130千m ³ /日)		
							7,390	(57~12)	(137,000)	(31.78) 処理場面積 (33.00)ha	(秋川処理区) 処理施設能力の変更 2/8→3/8系列(135千m ³ /日)	
							6,398	(47~12)	(104,791)	(23.15) 処理場面積 (26.50)ha	(南多摩処理区) 処理施設能力の変更 4.5/10→5/10(207千m ³ /日) 覆蓋の追加、放流先の変更	
多摩、八王子、日野及び町田都市計画下水道事業 多摩川右岸南多摩流域下水道			平 6. 5. 27	建設省告示第1,433号			6,398	43~12	104,791	23.15 処理場面積 26.50ha	処理施設能力の変更 4.5/10→6/10 (207千m ³ /日) 事業施行期間の変更 平成7年度→平成12年度	
日野及び八王子都市計画下水道事業 多摩川右岸浅川流域下水道			平 6. 6. 16	建設省告示第1,498号			3,058	57~12	93,007	9.63 処理場面積 16,072ha	処理施設能力の変更 4.5/10→5/10(207千m ³ /日) 事業施行期間の変更 平成7年度→平成12年度	
八王子昭島、日野、福生及び秋多都市計画下水道事業 多摩川右岸秋川流域下水道			平 6. 6. 16	建設省告示第1,499号			7,390	57~12	137,000	31.78 処理場面積 32.00ha	処理場能力の変更 2/8→3/8(135千m ³ /日) 事業施行期間の変更 平成7年度→平成12年度	
多摩川流域下水道事業(秋川処理区)			平 6. 6. 29	建設省東都下流発第1号		7,390	43~12 (57~12)	608,429 (138,800)	(32.31) 処理場面積 (33.00)ha	八王子線のルート変更 L=6,920m→L 7,450m (全体31,780m→32,310m)		
多摩、八王子、日野及び町田都市計画下水道 多摩川右岸南多摩流域下水道	平 6. 7. 1	東京都告示第791号					6,398			23.15 処理場面積 32.10ha	処理場敷地の変更 32.20ha→32.10ha	
八王子、昭島、日野、福生及び秋多都市計画下水道事業 多摩川右岸秋川流域下水道			平 6. 7. 11	建設省告示第1,577号			7,390	57~12	138,000	32.31 処理場面積 32.00ha	八王子幹線のルート変更 L=6,920m→L=7,450m (全体31,780m→32,310m)	
多摩、八王子、日野及び町田都市計画下水道事業 多摩川右岸南多摩流域下水道			平 6. 10. 7	建設省告示第2,009号			6,398	43~12	104,971	23.15 処理場面積 26.40ha	処理場敷地の変更 26.50ha→26.41ha	

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考	
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準		
			年月日	告示番号	年月日	告示番号						
多摩川流域下水道事業 (北多摩一号処理区) (北多摩二号処理区) (南多摩処理区)					平 6. 10. 28	建設省東都 下流発 第19号	ha 5, 171	百万円 617, 229 (81, 809)	km (24. 15) 処理場 面積 (13. 94) ha	(北多摩一号処理区) 雨水処理池を雨天時貯留施設に変更 貯留容量 40, 000m ³		
							1, 595	(57~12) (100, 046)	(10. 67) 処理場 面積 (11. 15) ha	(北多摩二号処理区) 雨水処理池を雨天時貯留施設に変更 貯留容量 70, 000m ³		
							6, 398	(47~12) (104, 791)	(23. 15) 処理場 面積 (26. 40) ha	(南多摩処理区) 処理場の敷地の変更 26. 50ha→26. 40ha 処理分区界の変更		
調布、三鷹、 府中、武藏野及び小金井都市計画 下水道事業 多摩川左岸 野川流域下水道			平 6. 11. 15	建設省告示 第2, 192号			4, 478	47~12	18, 273	18. 90	事業施行期間の変更 平成7年度→平成12年度	
府中、小金井、国分寺、立川、小平及び東村山 都市計画下水道事業 多摩川左岸 北多摩一号流域下水道			平 6. 11. 15	建設省告示 第2, 193号			5, 171	47~12	81, 809	22. 13 処理場 面積 14. 00ha	事業施行期間の変更 平成7年度→平成12年度	
多摩、八王子、日野及び町田都市 計画下水道 多摩川右岸 南多摩流域 下水道	平 7. 11. 27	東京都告示 第1, 345号					6, 398			中水 16. 61 汚水 23. 15 処理場 面積 32. 00ha	中水道施設の都市計画決定 南多摩送水幹線 ○・0. 3~0. 4, L=16. 61km 増圧ポンプ場、第1~4配水池	
多摩、八王子、日野及び町田都市 計画下水道 多摩川右岸 南多摩流域 下水道			平 8. 1. 16	建設省告示 第65号			6, 398	43~12	109, 850	中水 14. 60 汚水 23. 15 処理場 面積 26. 40ha	中水道施設の事業認可取得 南多摩送水幹線 ○・0. 3~0. 4, L=14. 60km 増圧ポンプ場、第1~3配水池	
日野及び八王子都市計 画下水道事 業多摩川右岸 浅川流域下水道			平 8. 1. 16	建設省告示 第66号			4, 340	55~12	93, 007	9. 63 処理場 面積 16. 072ha	事業区域の拡大 3, 058ha→4, 340ha	
多摩川流域 下水道事業 (南多摩 処理区) (浅川処理 区)					平 7. 12. 7	建設省東都 下流発 第10号	6, 398	43~12 (43~12)	622, 287 (109, 850)	(中水 14. 60) (汚水 23. 15) 処理場 面積 (26. 40ha)	(南多摩処理区) 中水道施設の事業認可取得 吐口(南多摩送水幹線)、放流渠 (増圧ポンプ場、第1~3配水池)等 の変更 処理分区の変更 乞田5号 183ha→169ha 大栗5号 569ha→583ha 752ha→752ha	
							4, 340	(55~12)	(93, 007)	(9. 63) 処理場 面積 (16. 072ha)	(浅川処理区) 事業区域の拡大 3, 058ha→4, 340ha	
青梅、福生、昭島及び立川 都市計画 下水道 多摩川左岸 多摩川上流流域 下水道	平 9. 4. 4	東京都告示 第466号					汚水 8, 835 雨水 1, 193	7~12	80, 502	汚水 31. 83km 雨水 7. 28km 処理場 面積 16. 00ha	多摩川上流雨水幹線の管経、吐口位置、延長の変更 ○3, 750~□4, 500×2 L=7. 28km	

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考	
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準		
			年月日	告示番号	年月日	告示番号						
多摩川流域下水道(多摩川上流処理区)					平 9. 12. 3	建設省東都下流第10号の2	ha 汚水 8,835 雨水 1,193	昭47～平12年度	百万円 92,615	km 汚水 31.83 雨水 7.28 処理場面積 16.00ha	処理施設能力の変更 3/4→4/4 (273千m ³ /日) 増設する第4系列は高度処理法を採用(48千m ³ /日) 処理区及び処理分区の面積変更	
調布、三鷹、府中、武蔵野及び小金井都市計画下水道 多摩川左岸野川流域下水道	平 10. 3. 20	東京都告示 第293号					4,491			18.90km	市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い下水排除面積の変更	
府中、小金井、国分寺、立川、小平及び東村山都市計画下水道 多摩川左岸北多摩一号流域下水道	平 10. 3. 20	東京都告示 第293号					5,123			24.15km 処理場面積 13.94ha	市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い下水排除面積の変更 処理場面積の変更 14.00ha→13.94ha	
国立、国分寺及び立川都市計画下水道 多摩川左岸北多摩二号流域下水道	平 10. 3. 20	東京都告示 第293号					1,597			10.67km 処理場面積 11.149ha	市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い下水排除面積の変更 北多摩二号幹線の一部管経変更 ○・4.5→○・4.25	
青海、福生、昭島、及び立川都市計画下水道 多摩川左岸多摩川上流流域下水道	平 10. 3. 20	東京都告示 第293号					汚水 8,782 雨水 1,189			汚水 39.11km 雨水 7.28km 処理場面積 16.00ha	市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い下水排除面積の変更	
多摩、八王子、日野及び町田都市計画下水道 多摩川右岸南多摩流域下水道	平 10. 3. 20	東京都告示 第293号					6,420			39.76km 処理場面積 32.10ha	市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い下水排除面積の変更 処理区界の変更	
日野及び八王子都市計画下水道 多摩川右岸浅川流域下水道	平 10. 3. 20	東京都告示 第293号					4,423			9.63km 処理場面積 16.072ha	市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い下水排除面積の変更 処理区界の変更	
八王子、昭島、日野、福生及び秋多都市計画下水道 多摩川右岸秋川流域下水道	平 10. 3. 20	東京都告示 第293号					7,370			32.31km 処理場面積 32.00ha	市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い下水排除面積の変更	
東村山、田無、保谷、武蔵野、小平、小金井及び立川都市計画下水道 荒川右岸東京流域下水道	平 10. 3. 20	東京都告示 第293号					汚水 8,041 雨水 902			汚水 40.57km 雨水 48.04km 処理場面積 21.11ha	市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い下水排除面積の変更 小平靈園(68ha)を処理区間に編入 黒目川雨水幹線の一部管経変更 ○・4.0→○・3.0 出水川雨水幹線の一部管経変更 ○・3.25→○・4.0、 □・4.0×4.0→○・4.0	

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考	
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準		
			年月日	告示番号	年月日	告示番号						
荒川右岸東京流域下水道事業			平10.9.21	建設省告示第1,721号	平10.9.9	建設省東都下流発第6号	ha 汚水 8,041 雨水 902	昭47～平17年度	百万円 169,007	km 40.57km 雨水 7.47km 処理場面積 21.3ha	下水排除面積の変更 汚水7,884→8,041ha 雨水 921→ 902ha 黒目川雨水幹線の一部管径変更 ○4.0m→○3.0m 出水川雨水幹線の一部管径変更 ○3.25m→○4.0m □4.0×4.0m→○4.0m 事業期間の延伸 H12年度末→H17年度末	
多摩川流域下水道事業 (北多摩一号処理区) (北多摩二号処理区) (南多摩処理区) (浅川処理区) (秋川処理区)			平11.5.11	建設省東都下流発第3号			5,123	43～12	103,554	管きよ 22.13km 処理場面積 13.94ha	(北多摩一号処理区) 処理方法の変更 (標準活性汚泥法→嫌気・無酸素・好気法) 4系列 : 54,400m³/日	
							1,597	43～12	94,863	管きよ 10.67km 処理場面積 11.15ha	(北多摩二号処理区) 処理方法の変更 (標準活性汚泥法→嫌気・無酸素・好気法) 4系列 : 15,500m³/日 北多摩二号幹線の一部管径変更 ○4.5m→○4.25m	
							6,420	43～12	107,189	污水 39.11km 処理場面積 26.4ha	(南多摩処理区) 処理方法の変更 (標準活性汚泥法→嫌気・無酸素・好気法) 5系列 : 43,600m³/日	
							4,423	43～12	93,007	污水 6.93km 処理場面積 16.38ha	(浅川処理区) 処理方法の変更 (標準活性汚泥法→嫌気・無酸素・好気法) 3系列 : 36,400m³/日	
							7,370	43～12	123,814	污水 32.31km 処理場面積 32.0ha	(秋川処理区) 処理方法の変更 (標準活性汚泥法→嫌気・無酸素・好気法) 3系列 : 28,000m³/日	
荒川右岸東京流域下水道事業			平11.12.24	建設省東都下流発第11号			汚水 8,041 雨水 902	47～12	169,007	污水 40.57km 雨水 7.47km 処理場面積 21.25ha	処理方法の変更 (標準活性汚泥法→嫌気・無酸素・好気法) 1系列 : 70,800m³/日 4系列 : 70,800m³/日 処理場面積の変更 21.3ha→21.25ha	
多摩川流域下水道事業 (野川処理区) (北多摩一号処理区) (北多摩二号処理区) (多摩川上流処理区) (南多摩処理区)			平12.4.16	建設省告示第1,135号 建設省告示第1,136号 建設省告示第1,132号 建設省告示第1,133号 建設省告示第1,138号	建設省告示第1,136号 建設省告示第1,132号 建設省告示第1,133号 建設省告示第1,138号	平12.3.16	建設省東都下流発第5号の2	4,491	43～17	18,237	管きよ 18.90km 処理場なし	(野川処理区) 事業施行期間の変更 平成12年度→平成17年度 下水排除面積の変更
							5,123	43～17	103,554	管渠 22.13km 処理場面積 13.94ha	(北多摩一号処理区) 事業施行期間の変更 平成12年度→平成17年度	
							1,597	43～17	94,863	管渠 10.67km 処理場面積 11.15ha	(北多摩二号処理区) 事業施行期間の変更 平成12年度→平成17年度	
							汚水 8,782 雨水 1,189	43～17	110,915	污水 31.83km 雨水 7.28km 処理場面積 16.00ha	(多摩川上流処理区) 事業施行期間の変更 平成12年度→平成17年度 下水排除面積の変更	
							6,420	43～17	107,189	污水 39.11km 処理場面積 26.4ha	(南多摩処理区) 事業施行期間の変更 平成12年度→平成17年度	

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考	
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準		
			年月日	告示番号	年月日	告示番号						
多摩川流域下水道事業 (浅川処理区) (秋川処理区)	平12.4.16	建設省告示第1,134号 建設省告示第1,137号	平12.3.16	建設省東都下流発第5号の2	ha	百万円	km	(浅川処理区) 事業施行期間の変更 平成12年度→平成17年度	汚水 6.93km 処理場面積 16.38ha	93,007	備考	
多摩川流域下水道事業 (北多摩一号処理区) (南多摩処理区)	平13.3.9	関東地方整備局告示第22号	平13.2.6	国関整都整第8号	5,123	43~17	103,554	管きよ 22.13km 処理場面積 13.94ha	(北多摩一号処理区) 機械(遠心)濃縮機の設置 濃縮棟の設置	汚水 42.90km 処理場面積 32.0ha	43~17	(秋川処理区) 事業施行期間の変更 平成12年度→平成17年度 檜原村流域下水道編入に伴う「区域拡大」と「あさる野幹線」の追加
荒川右岸東京流域下水道事業	平14.3.25	国関整都整第236号の2	汚水 8,041 雨水 8.10km 処理場面積 21.25h	47~17	169,007	落合川雨水幹線を延伸し既設黒目川幹線と接続し、落合川雨水幹線を流下型貯留管として整備 落合川雨水幹線の延伸と管径変更 L=2,120m→2,720m ○4.5m~○4.0m →□3.8m×3.8m~○2.4m 小平雨水幹線の延伸と管径変更 L=380m→410m ○3.25m→○2.2m	污水 40.57km 雨水 902	43~17	(南多摩処理区) 中水道事業の中止に伴う施設の廃止	污水 39.11km 処理場面積 26.4h	103,319	備考
多摩川流域下水道事業 (多摩川上流処理区) (秋川処理区)	平15.3.28	国関整都整第283号の2	污水 8,782 雨水 1,189	43~17		(多摩川上流処理区) 焼却炉の更新 既50t 既100t (新設)	污水 31.83km 雨水 7.28km 処理場面積 16.00ha	43~17	(秋川処理区) 処理場連絡管廊の設置 ○3.5m	污水处理 42.90km 处理场面積 32.0ha	169,007	備考
多摩川流域下水道事業 (多摩川上流処理区) (南多摩処理区)	平18.3.3	国関整都整第170号の2	污水 6,941 雨水 1,189	43~22	138,905	(多摩川上流処理区) 奥多摩町を計画処理区域に編入 多摩川上流幹線 ○3000~○200 27,580m(15,040m増) 青梅ポンプ場 第5系列(嫌気・無酸素・好気法)を新設	污水 31.83km 雨水 7.28km 処理場面積 16.00ha	43~22	(南多摩処理区) 第6系列(嫌気・無酸素・好気法)を新設	污水 23.15km 処理場面積 26.40ha	101,345	備考

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考	
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準		
			年月日	告示番号	年月日	告示番号						
多摩川流域下水道事業 (北多摩一号処理区) (多摩川上流処理区) (南多摩処理区) (浅川処理区) (秋川処理区)	平19.9.11	国閥整都整第58号の2	ha	昭43～平22年度	百万円	km	(北多摩一号処理区) 南多摩水再生センターと連絡管廊で接続 ○3.5m					
							汚水 5,123	114,733	汚水 22.13km 面積 13.94ha			
							汚水 7,081	133,062	雨水 7.28km 面積 16.00ha	(多摩川上流処理区) 事業区域の拡大 汚水6,941→7,081ha 雨水 46.91km 面積 16.00ha	多摩川上流雨水幹線に接続点を追加と最上流部の断面変更 48箇所→49箇所 ○200mm→○250mm 残堀川幹線の一部ルート変更 L=14.34m→14.38m 清流復活用の設備の変更 砂ろ過設備→急速ろ過	
							5,104	109,490	汚水 23.15km 面積 26.4ha	(南多摩処理区) 事業区域の拡大 汚水5,059→5,104ha	北多摩一号水再生センターと連絡管廊で接続 ○3.5m	
							3,730	79,410	汚水 9.63km 面積 16.38ha	(浅川処理区) 事業区域の拡大 汚水3,703→3,730ha		
							6,345	116,727	汚水 42.91km 面積 32.0ha	(秋川処理区) 事業区域の拡大 汚水5,947→6,345ha		
荒川右岸東京流域下水道事業				平19.9.11	国閥整都整第59号の2	汚水 7,966 雨水 902	47～22	170,219	汚水 40.57km 雨水 8.10km 面積 21.25ha	焼却炉5基のうち1基を流動床式からガス化炉方式に変更 特高受電棟の増設		
多摩川流域下水道事業 (野川処理区)				平20.1.23	国閥整都整第161号の2	汚水 4,400 雨水 1,180	43～22	20,404	汚水 14.79km 雨水 4.11km	野川下流部雨水貯留池(20,000m³)を新たに整備する。		
青海、福生、昭島、及び立川都市計画下水道 多摩川左岸 多摩川上流域下水道	平20.3.7	東京都告示第285号				7,081			汚水 46.86km 面積 16.00ha	幹線ルート及び延長の一部変更 ・残堀川幹線 ○3,000～○250 14,390m		
多摩川流域下水道事業 (多摩上流処理区)			平20.6.30	国閥整計管認東第3号の2	平20.6.30	国閥整都整第8号の2	7,081	43～22	133,062	汚水 46.86km	20.3.7 東京都告示第285号 幹線ルート及び延長の一部変更 ・残堀川 14,390m	

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考	
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準		
			年月日	告示番号	年月日	告示番号						
多摩川流域下水道事業 (北多摩一号処理区) (北多摩二号処理区) (南多摩処理区) (浅川処理区)			平22.3.31	国関整都 整第173号			ha	昭43～平22年度	百万円 114,773	km 管きよ 22.13km 処理場面積 13.94ha	(北多摩一号処理区) 送水桿、送泥桿の設置 汚泥焼却炉と脱水機を一部廃止し、南多摩水再生センターに更新する。	
多摩川流域下水道事業 (野川処理区) (北多摩一号処理区) (北多摩二号処理区) (多摩川上流処理区) (南多摩処理区) (浅川処理区) (秋川処理区)			平23.3.9	国関整都 整第1014号			ha	平成22～平27年度	百万円 31,069	km 汚水 14.79m 雨水 4.11km	(野川処理区) 事業区域の拡大 4,400→4,402ha	
荒川右岸東京流域下水道事業			平23.3.9	国関整 計管認東 第26号の2	平23.3.9	国関整都 整第1015号	污水 7,966	22～27	176,276	污水 40.57km 雨水 8.10km 処理場面積 21.25ha	処理方法の変更 (標準活性汚泥法→嫌気・無酸素・好気法) 1系列：27,800m³/日 処理施設能力の変更 3/4→4/4 (134千m³/日)	

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考	
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準		
			年月日	告示番号	年月日	告示番号						
多摩川流域下水道事業 (野川処理区) (北多摩二号処理区) (多摩川上流処理区) (南多摩処理区) (浅川処理区) (秋川処理区)	—	平24.3.9	国関整都整第175号の2	ha	百万円	km					(野川処理区) 合流改善施設の追加 雨水貯留管の追加 (北多摩二号処理区) 連絡管の追加 浅川水再生センターと連絡管廊 で接続 ○3,500mm (多摩川上流処理区) 処理方法の変更 (標準活性汚泥法→嫌気・無酸素・好気法) 2系列: 49,000m³/日 3-1系列: 23,600m³/日 処理施設能力の変更 6/7→7/7 (244千m³/日) (南多摩処理区) 事業区域の拡大 汚水5,175ha→5,303ha (浅川処理区) 連絡管の追加 北多摩二号水再生センターと連絡管廊 で接続 ○3,500mm 焼却炉能力の変更 100 t/日→90 t/日 (1基) 50 t/日→60 t/日 (1基) (秋川処理区) 事業区域の拡大 汚水6,401ha→7,370ha 接続点の追加 接続箇所番号: 大 - 3 37箇所→38箇所	

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考	
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業対象の区域	事業施行期間	事業費	計画基準		
			年月日	告示番号	年月日	告示番号						
多摩川流域下水道事業 (野川処理区) (北多摩一号処理区) (多摩川上流処理区) (南多摩処理区) (秋川処理区)	—	平25.3.22	—	ha	百万円	km					(野川処理区) 貯留施設の変更 1,000m³ (北多摩一号処理区) 高速ろ過施設の変更 ろ過速度 1000m/日 (多摩川上流処理区) 事業区域の拡大 汚水7,340ha→7,456ha (南多摩処理区) 焼却炉能力の変更 140 t/日 (2基) →80 t/日 (1基) 150 t/日→110 t/日 (1基) (秋川処理区) 第6-1系列を新設 28,150m³/日 処理方法の変更 (ステップ嫌気・無酸素・好気法) (疑似) 嫌気・無酸素・好気法 1-1系列: 21,300m³/日 事業区域の拡大 汚水7,370ha→7,371ha	

3-2-2 下水道事業計画の認可の概要

(1) 多摩川流域下水道の計画面積及び人口

処理区名	市町名	計画排水面積(ha)	計画処理面積(ha)	計画処理人口(人)
野川	武藏野市	256	256	33,520
	三鷹市	574	574	44,980
	府中市	219	219	8,100
	調布市	1,955	1,955	218,900
	小金井市	816	816	92,300
	狛江市	582	582	77,500
	小計	4,402	4,402	475,300
北多摩一号	立川市	69	69	6,000
	府中市	2,506	2,506	247,500
	小金井市	232	232	19,800
	小平市	1,391	1,391	130,800
	東村山市	46	46	3,400
	国分寺市	879	879	92,900
	小計	5,123	5,123	500,400
北多摩二号	立川市	548	548	44,530
	国分寺市	269	269	27,300
	国立市	780	780	71,050
	小計	1,597	1,597	142,880
多摩川上流	立川市	—	517	35,090
	青梅市	501	2,367	136,430
	昭島市	—	1,441	108,900
	福生市	156	663	49,680
	武蔵村山市	—	608	24,490
	羽村市	532	854	55,430
	瑞穂町	—	830	25,380
	奥多摩町	—	175	4,500
	小計	1,189	7,339	439,900
南多摩	八王子市	—	1,663	111,200
	町田市	—	166	7,950
	日野市	—	232	15,200
	多摩市	—	2,017	145,570
	稲城市	—	1,225	83,105
	小計	—	5,303	363,025
浅川	八王子市	—	2,115	133,900
	日野市	—	1,615	132,150
	小計	—	3,730	266,050
秋川	八王子市	—	4,785	264,740
	昭島市	—	0	0
	日野市	—	397	33,700
	羽村市	—	6	500
	あきる野市	—	1,388	60,320
	日の出町	—	700	15,200
	檜原村	—	95	1,860
	小計	—	7,371	376,320
合計		12,311	34,865	2,563,875

※平成24年度までの事業認可による。

(2) 荒川右岸東京流域下水道の計画面積及び人口

処理区名	市町名	計画排水面積(ha)	計画処理面積(ha)	計画処理人口(人)
荒川右岸	武藏野市	—	90	8,100
	小金井市	—	84	1,700
	小平市	276	655	53,600
	東村山市	206	1,651	139,700
	東大和市	—	1,009	78,000
	清瀬市	—	1,019	74,100
	東久留米市	420	1,292	114,600
	武蔵村山市	—	581	40,220
	西東京市	—	1,585	196,500
計		902	7,966	706,520

※平成24年度までの事業認可による。

(3) 多摩川流域下水道の管きよ

凡 例	◎ : 円形管
	□ : 現場打ち鉄筋コンクリート渠(矩形渠)
	■ : " (馬蹄渠)

処理区 の名称	管渠ルートの 名称	位 置		最大内 のり 寸法(mm)	最小内 のり 寸法(mm)	延長 (m)	摘要 (m)
		起 点	終 点				
野 川	野川第一幹線	世田谷区喜多見七丁目	武藏野市境五丁目	◎ 2,400	◎ 1,800	12,970	污水管
	野川第二幹線	三鷹市大沢二丁目	武藏野市境五丁目	□ 7,000× 4,000×2	◎ 4,300	4,110	雨水管
	調布幹線	狛江市和泉本町一丁目	調布市染地三丁目	◎ 1,400	◎ 1,200	1,820	18,900
北多摩 一号	北多摩一号東 幹線	府中市押立町五丁目	小金井市貫井南町三 丁目	□ 9,000× 6,500	□ 5,000	5,780	
	北多摩一号西 幹線	府中市押立町五丁目	小金井市貫井南町三 丁目	□ 28,000× 8,000	◎ 5,000	5,870	
	北多摩一号北 幹線	小金井市貫井南町三 丁目	小平市天神町一丁目	◎ 5,000	◎ 4,000	3,650	
	国分寺幹線	小金井市貫井南町二 丁目	国分寺市東元町一丁 目	□ 4,300× 4,300	◎ 4,300	970	
	恋ヶ窪幹線	小金井市貫井南町三丁 目	立川市若葉町三丁目	◎ 5,000	◎ 3,000	5,860	
北多摩 二号	北多摩二号幹 線	府中市四谷五丁目	立川市幸町三丁目	□ 6,000× 3,000×2	◎ 4,250	10,670	10,670
多摩川 上流	羽村幹線	福生市大字福生字加美	羽村市栄町三丁目	◎ 1,500	◎ 900	4,950	
	残堀川幹線	昭島市宮沢町字谷下	瑞穂町大字長岡長谷 部字水久保	□ 2,500× 2,900	◎ 800	14,390	
	多摩川上流幹 線	昭島市宮沢町字谷下	奥多摩町大字川井字 丹繩	◎ 3,000	◎ 250	27,520	46,860
南多摩	乞田幹線	稲城市大字大丸字14号	八王子市大字鎌水字 浜道	◎ 1,800	◎ 800	12,640	
	大栗幹線	稲城市大字大丸字13号	多摩市大字和田字10 号	◎ 1,800	◎ 1,100	6,050	
	稻城幹線	稲城市大字大丸字13号	稻城市大字矢野口字 松葉	◎ 2,000	◎ 600	4,460	
浅 川	浅川幹線	日野市大字石田	八王子市長沼町	□ 1,500× 1,500×2	◎ 2,000	6,260	
	日野幹線	日野市大字石田	日野市栄町一丁目	◎ 2,000	◎ 1,350	3,370	9,630
秋 川	秋川幹線	八王子市小宮町 あきる野市大字小川字 下川原	日の出町大字平井字 狩宿	◎ 3,000	◎ 1,350	16,720	
	平井川幹線	八王子市石川町	日の出町大字平井字 三吉野下平井	◎ 1,350	◎ 1,350	5,900	
	八王子幹線	八王子市大和田町五 丁目	八王子市横川町	◎ 2,400	◎ 1,650	7,450	
	大和田幹線	八王子市石川町	日野市西平山五丁目	◎ 1,500	◎ 1,500	1,160	
	石川幹線	あきる野市大字伊奈字 柴木	日野市日野台二丁目	◎ 1,000	◎ 900	1,080	
	あきる野幹線		檜原村大字下元郷	□ 1,500× 1500	◎ 200	10,600	
	計					174,250	
多摩川 上流	多摩川上流雨 水幹線	福生市北田園二丁目	青梅市大字新町字南 植木外	□ 4,500× 4,500×2	◎ 3,750	7,280	
	分流式雨水幹線計					7,280	

(4) 荒川右岸東京流域下水道の管きよ

管渠ルート の名称	位 置		最大内のり 寸法(mm)	最小内のり 寸法(mm)	延長 (m)	摘要 (m)
	起 点	終 点				
黒目幹線	清瀬市下宿三丁目	西東京市柳沢一丁目	□ 3,400×3,800	◎ 1,500	12,150	
小平幹線	東久留米市中央町五丁目	小平市花小金井三丁目	◎ 1,500	◎ 1,500	1,240	
柳瀬幹線	清瀬市下宿一丁目	武藏村山市大南五丁目	◎ 2,200	◎ 1,200	16,270	
東大和幹線	東村山市本町二丁目	武藏村山市中藤五丁目	◎ 1,500	◎ 1,500	5,970	
田無幹線	西東京市西原町二丁目	西東京市向台町六丁目	◎ 1,800	◎ 1,500	2,560	
東久留米幹線	東久留米市幸町五丁目	東村山市恩多町一丁目	◎ 1,800	◎ 1,500	2,380	
分流式汚水幹線計					40,570	
黒目川雨水幹線	東久留米市下里一丁目	東村山市萩山町五丁目	□ 4,500×4,500×2	◎ 3,000	4,040	
出水川雨水幹線	東久留米市下里二丁目	東久留米市下里四丁目	□ 4,900×4,900	◎ 4,000	930	
落合川雨水幹線	東久留米市中央町五丁目	小平市大沼町町二丁目	□ 3,800×3,800	◎ 2,400	2,720	
小平雨水幹線	小平市花小金井三丁目	小平市花小金井三丁目	◎ 2,200	◎ 2,200	410	
分 流 式 雨 水 幹 線 計					8,100	

(5) ポンプ施設

多摩川流域下水道

名 称	位 置	敷地面積	摘 要
稻城ポンプ所	稻城市矢野口字松葉	1,500m ²	南多摩処理区
青梅ポンプ所	青梅市沢井	1,300m ²	多摩川上流処理区

3-2-3 施工済みの事業

(1) 流域下水道建設工事

事業名	予算額(円)	決算額(円)	竣工延長(m)	施工年度	備考
流域下水道事業	102,820,000	102,819,017	—	昭和43年	
〃	1,135,000,000	1,100,018,614	20	44	
〃	2,250,000,000	2,108,638,136	3,718	45	
〃	5,464,000,000	4,291,627,284	2,754	46	
〃	9,400,000,000	9,129,927,851	11,574	47	
〃	12,000,000,000	6,458,031,891	3,076	48	
〃	16,000,000,000	10,963,271,819	5,871	49	
〃	16,000,000,000	12,681,156,107	4,793	50	
〃	16,000,000,000	12,235,460,985	4,057	51	
〃	17,000,000,000	15,041,287,182	8,112	52	
〃	20,000,000,000	17,885,033,254	11,374	53	
〃	23,000,000,000	18,059,314,647	7,852	54	
〃	23,000,000,000	24,094,155,518	11,892	55	
〃	23,000,000,000	20,333,384,970	2,257	56	
〃	23,000,000,000	16,738,193,843	7,528	57	
〃	24,000,000,000	14,727,189,243	4,734	58	
〃	24,000,000,000	15,252,509,575	11,618	59	
〃	20,000,000,000	16,092,652,107	3,739	60	
〃	20,000,000,000	18,656,051,024	6,788	61	
〃	27,000,000,000	25,576,536,574	6,755	62	
〃	28,000,000,000	26,110,228,726	6,285	63	
〃	31,700,000,000	27,420,203,974	2,319	平成元年	
〃	33,800,000,000	27,769,773,015	10,105	2	
〃	30,700,000,000	29,164,364,828	9,880	3	
〃	31,500,000,000	31,432,389,842	8,642	4	
〃	31,300,000,000	30,531,852,881	1,982	5	
〃	29,000,000,000	27,073,109,325	1,103	6	
〃	30,500,000,000	29,010,583,922	1,601	7	
〃	28,500,000,000	26,346,713,362	1,572	8	
〃	28,500,000,000	27,381,399,641	1,565	9	
〃	30,500,000,000	30,260,654,316	792	10	
〃	18,000,000,000	17,693,485,350	3,982	11	
〃	18,000,000,000	16,960,880,446	3,660	12	
〃	18,500,000,000	17,997,283,403	2,759	13	
〃	16,500,000,000	17,038,386,129	3,843	14	
〃	14,800,000,000	14,506,635,436	5,305	15	
〃	13,300,000,000	12,080,254,380	1,683	16	
〃	13,300,000,000	9,999,628,968	2,532	17	
〃	12,700,000,000	13,662,637,240	0	18	
〃	12,300,000,000	9,626,792,271	1,240	19	
〃	12,900,000,000	11,775,284,164	1,976	20	
〃	12,900,000,000	13,392,388,834	0	21	
〃	12,900,000,000	13,018,477,894	0	22	
〃	13,300,000,000	11,715,794,554	21	23	
〃	13,700,000,000	12,584,269,907	0	24	
計	859,451,820,000	766,080,732,449	191,359		

(注) 予算額には前年度からの繰越額は含まない。

(2) 受託事業

事業名	予算額(円)	決算額(円)	竣工延長(m)	施工年度	備考
流域下水道事業	175,000,000	79,904,841	—	昭和43年	
〃	1,627,000,000	1,442,250,000	1,141	44	
〃	969,500,000	961,730,000	1,081	45	
〃	512,000,000	376,264,000	1,205	46	
〃	170,000,000	69,319,329	0	47	
〃	1,106,300,000	766,119,023	1,645	48	
〃	1,216,000,000	827,215,344	104	49	
〃	1,834,000,000	1,584,633,328	226	50	
〃	1,562,000,000	1,288,715,452	896	51	
〃	1,394,000,000	803,921,484	9	52	
〃	915,000,000	762,244,102	1,776	53	
〃	1,000,000,000	756,774,378	0	54	
〃	1,800,000,000	1,741,240,067	0	55	
〃	2,400,000,000	2,326,414,551	1,133	56	
〃	3,326,000,000	2,052,601,597	1,296	57	
〃	3,800,000,000	2,354,348,330 (384,058,071)	4,116	58	
〃	2,500,000,000	2,359,751,954 (206,056,093)	962	59	
〃	2,500,000,000	2,284,116,540 (53,810,664)	3,246	60	
〃	2,200,000,000	1,928,891,421 (458,344,686)	1,455	61	
〃	3,395,000,000	3,070,896,842 (122,411,431)	1,738	62	
〃	3,742,000,000	3,331,222,296 (151,910,303)	0	63	
〃	3,951,000,000	3,372,980,292 (157,307,128)	0	平成元年	
〃	5,115,000,000	4,587,938,729 (886,796,083)	644	2	
〃	4,272,000,000	3,185,748,648 (220,742,740)	0	3	
〃	4,735,122,000	4,395,185,259 (259,188,314)	331	4	
〃	5,586,000,000	4,787,923,869 (235,605,866)	0	5	
〃	6,442,000,000	5,673,731,580 (272,560,309)	1,844	6	
〃	6,502,000,000	5,786,478,303 (250,175,597)	3,809	7	
〃	6,560,000,000	5,511,061,401 (251,726,178)	4,318	8	
〃	5,919,000,000	5,125,735,524 (224,093,947)	5,360	9	
〃	5,197,000,000	4,355,497,382 (219,291,796)	4,414	10	
〃	4,126,000,000	3,346,892,423 (258,688,850)	0	11	
〃	3,984,000,000	3,611,734,196 (221,129,546)	0	12	
〃	228,000,000	207,813,958 (207,813,958)	0	13	
〃	228,000,000	215,090,901 (215,090,901)	0	14	
〃	236,000,000	207,849,612 (207,849,612)	0	15	
〃	236,000,000	220,589,286 (220,589,286)	0	16	
計	101,460,922,000	85,760,826,242 (5,685,241,359)	42,749		

() 内は清流復活等の受託

3-3 営業

3-3-1 流入水量

過去10年間の処理区別・市町村別流入水量は次のとおりである。

(1) 野川処理区流入水量

(単位 : m³)

年度	武藏野市	三鷹市	府中市	調布市	小金井市	狛江市	計
15	5,859,964	8,345,850	1,680,904	36,821,332	15,045,287	12,009,953	79,763,290
16	5,888,221	8,665,720	1,215,721	37,696,561	15,433,714	12,252,953	81,152,890
17	5,751,217	7,897,109	1,108,588	36,700,823	14,480,390	11,689,113	77,627,240
18	6,079,903	8,557,640	1,198,046	38,354,350	15,087,777	12,155,794	81,433,510
19	5,579,442	7,587,865	1,037,385	34,302,872	13,794,747	10,994,319	73,296,630
20	6,145,028	9,063,093	1,304,662	39,847,304	15,722,300	12,371,193	84,453,580
21	5,722,277	8,078,499	1,140,436	36,856,293	14,353,897	11,305,568	77,456,970
22	5,722,150	8,151,389	1,216,444	37,284,335	14,567,124	11,420,588	78,362,030
23	5,584,546	7,883,976	1,181,098	35,600,494	14,114,901	11,102,975	75,467,990
24	5,556,020	7,820,539	1,242,001	35,152,706	13,967,201	10,978,833	74,717,300

(2) 北多摩一号処理区流入水量

(単位 : m³)

年度	立川市	府中市	小金井市	小平市	東村山市	国分寺市	計
15	888,706	36,257,658	3,183,861	20,981,496	683,962	14,117,677	76,113,360
16	968,466	38,767,173	3,451,421	22,373,717	728,348	15,159,345	81,448,470
17	838,810	35,666,565	3,013,984	19,368,008	662,069	13,474,854	73,024,290
18	931,953	37,406,619	3,278,752	20,850,757	703,971	14,323,278	77,495,330
19	887,042	36,733,086	3,212,493	20,100,073	670,587	13,902,749	75,506,030
20	1,016,039	40,239,293	3,661,747	22,737,977	801,655	15,815,199	84,271,910
21	878,570	37,456,657	3,319,093	20,739,442	685,076	14,273,392	77,352,230
22	917,864	37,526,584	3,320,081	20,478,723	676,438	14,196,110	77,115,800
23	921,161	36,825,729	3,337,767	20,058,230	651,733	13,819,210	75,613,830
24	858,044	34,883,153	3,084,308	18,713,736	616,880	12,947,019	71,103,140

(3) 北多摩二号処理区流入水量

(単位 : m³)

年度	立川市	国分寺市	国立市	計
15	5,853,459	3,515,137	10,767,134	20,135,730
16	6,082,662	3,493,438	10,773,300	20,349,400
17	5,802,924	3,328,315	10,472,201	19,603,440
18	5,801,486	3,433,367	10,614,657	19,849,510
19	5,800,419	3,210,789	9,778,682	18,789,890
20	6,024,348	3,508,560	10,662,162	20,195,070
21	4,783,685	3,032,433	9,361,592	17,177,710
22	5,435,401	3,197,005	9,854,414	18,486,820
23	5,386,938	3,106,239	9,667,243	18,160,420
24	5,347,448	3,080,982	9,672,810	18,101,240

(4) 多摩川上流処理区流入水量

(単位 : m³)

年度	立川市	青梅市	昭島市	福生市	武蔵村山市	羽村市	瑞穂町	奥多摩町	計
15	3,808,698	16,618,003	14,995,583	9,505,436 1,983,874	4,208,952 561,249	8,760,500	4,309,368	-	62,206,540 2,545,123
16	3,796,663	16,692,787	14,848,257	9,565,551 1,982,280	4,314,897 636,801	8,361,583	4,340,002	-	61,919,740 2,619,081
17	3,624,205	15,893,128	14,202,988	9,168,550 1,935,227	4,261,289 716,013	7,997,544	4,121,956	-	59,269,660 2,651,240
18	3,754,175	16,428,695	14,986,203	9,238,793 1,911,411	4,515,996 783,177	8,039,872	4,384,626	-	61,348,360 2,694,588
19	3,761,439	16,060,217	14,583,160	9,300,174 2,212,693	4,702,509 811,387	7,837,620	4,121,601	-	60,366,720 3,024,080
20	4,130,503	17,016,103	15,406,499	9,558,898 2,154,438	4,907,546 699,122	8,252,668	4,278,903	-	63,551,120 2,853,560
21	4,052,912	15,101,260	14,003,239	9,396,523 2,678,170	4,208,365 395,513	7,166,067	3,875,578	7,896	57,811,840 3,073,683
22	4,160,416	16,109,316	14,903,018	9,098,088 1,987,188	4,504,419 467,578	8,027,310	4,155,912	50,271	61,008,750 2,454,766
23	4,212,603	16,234,815	14,987,205	9,751,182 2,658,989	4,449,308 397,050	7,955,139	4,184,079	102,009	61,876,340 3,056,039
24	3,916,748	15,240,938	14,281,609	9,095,081 2,410,403	4,455,449 359,349	7,446,849	3,969,711	137,945	58,544,330 2,769,752

(注) 福生市及び武蔵村山市の下段は内書きで、横田基地からの排除水量である。

(5) 南多摩処理区流入水量

(単位 : m³)

年度	八王子市	町田市	日野市	多摩市	稲城市	計
15	10,305,347	476,419	1,563,520	16,583,766	5,779,048	34,708,100
16	12,001,699	708,009	1,752,921	18,753,120	7,294,201	40,509,950
17	11,168,276	854,486	1,611,443	17,671,444	7,132,581	38,438,230
18	11,581,241	917,797	1,630,166	17,831,344	7,534,372	39,494,920
19	11,281,274	1,064,819	1,564,457	17,067,449	7,463,421	38,441,420
20	12,126,161	1,199,554	1,644,805	17,898,089	8,185,561	41,054,170
21	11,925,924	1,256,381	1,578,417	17,175,678	8,043,190	39,979,590
22	12,508,886	1,275,171	1,634,455	17,655,262	8,401,796	41,475,570
23	12,515,239	1,277,835	1,567,203	17,229,740	8,357,703	40,947,720
24	12,419,903	1,292,752	1,571,308	16,941,352	8,421,515	40,646,830

(6) 浅川処理区流入水量 (単位: m³)

年度	八王子市	日野市	計
15	13,551,389	10,813,811	24,365,200
16	13,789,153	11,393,757	25,182,910
17	13,984,960	11,621,470	25,606,430
18	14,955,096	12,191,944	27,147,040
19	15,182,516	12,396,804	27,579,320
20	15,880,890	12,854,860	28,735,750
21	15,316,567	12,464,083	27,780,650
22	15,682,759	12,757,511	28,440,270
23	15,889,796	12,879,154	28,768,950
24	15,652,279	12,777,831	28,430,110

(7) 秋川処理区流入水量

(単位: m³)

年度	八王子市	昭島市	日野市	羽村市	あきる野市	日の出町	檜原村	計
15	13,441,790	-	4,251,735	-	7,120,473	1,857,662	-	26,671,660
16	14,965,805	-	4,199,859	-	7,592,773	2,000,013	-	28,758,450
17	16,024,186	-	4,157,148	-	7,754,514	1,933,972	-	29,869,820
18	17,428,248	-	4,159,818	-	7,939,915	2,144,559	17,350	31,689,890
19	18,793,746	-	4,103,270	-	7,888,334	2,204,711	53,309	33,043,370
20	21,622,469	-	4,451,317	32,951	8,276,676	2,732,936	81,901	37,198,250
21	20,813,536	-	4,015,434	44,294	7,711,255	2,597,382	108,219	35,290,120
22	22,177,228	-	4,127,795	44,167	8,075,613	2,726,920	132,177	37,283,900
23	23,058,896	-	4,209,197	45,470	8,334,617	2,896,456	153,324	38,697,960
24	22,559,939	-	4,017,112	44,104	8,087,015	2,726,978	158,742	37,593,890

(8) 荒川右岸処理区流入水量

(単位 : m³)

年度	武藏野市	小金井市	小平市	東村山市	東大和市
15	1,224,343	206,773	5,219,628	15,987,597	9,000,142
16	1,538,472	201,729	5,574,274	16,552,828	9,403,927
17	1,160,539	192,175	5,777,203	16,489,350	9,338,216
18	1,356,058	198,678	6,078,157	17,018,670	9,866,150
19	1,297,263	187,552	5,901,505	16,407,424	9,612,406
20	1,347,295	200,217	6,281,016	17,411,154	10,121,965
21	1,254,109	189,810	6,025,125	16,733,545	9,609,582
22	1,255,209	189,802	6,169,630	17,126,095	9,719,021
23	1,151,416	188,137	6,002,613	16,694,508	9,528,465
24	988,174	181,039	5,910,032	16,420,558	9,395,494
年度	清瀬市	東久留米市	武藏村山市	西東京市	計
15	8,221,901	12,652,023	4,769,291	20,154,002	77,435,700
16	8,653,049	13,149,408	4,940,436	21,172,527	81,186,650
17	8,678,533	12,772,096	4,830,402	20,836,716	80,075,230
18	8,928,200	13,186,034	5,052,700	21,783,413	83,468,060
19	8,426,521	12,675,208	4,707,992	20,854,279	80,070,150
20	9,030,758	13,340,030	4,988,647	22,047,898	84,768,980
21	8,447,467	12,677,537	4,795,861	21,055,364	80,788,400
22	8,570,801	12,868,307	4,894,553	21,592,382	82,385,800
23	8,336,837	12,606,644	4,769,883	21,263,407	80,541,910
24	8,164,309	12,241,067	4,681,900	20,812,167	78,794,740

3-3 営業

3-3-2 維持管理負担金

過去10年間の処理区別・市町村別維持管理負担金は次のとおりである。

(1) 野川処理区負担金

(単位：円)

年度	武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小金井市	狛江市	計
15	222,678,632	317,142,300	63,874,352	1,399,210,616	571,720,906	456,378,214	3,031,005,020
16	223,752,398	329,297,360	46,197,398	1,432,469,318	586,481,132	465,612,214	3,083,809,820
17	218,546,246	300,090,142	42,126,344	1,394,631,274	550,254,820	444,186,294	2,949,835,120
18	231,036,314	325,190,320	45,525,748	1,457,465,300	573,335,526	461,920,172	3,094,473,380
19	212,018,796	288,338,870	39,420,630	1,303,509,136	524,200,386	417,784,122	2,785,271,940
20	233,511,064	344,397,534	49,577,156	1,514,197,552	597,447,400	470,105,334	3,209,236,040
21	217,446,526	306,982,962	43,336,568	1,400,539,134	545,448,086	429,611,584	2,943,364,860
22	217,441,700	309,752,782	46,224,872	1,416,804,730	553,550,712	433,982,344	2,977,757,140
23	212,212,748	299,591,088	44,881,724	1,352,818,772	536,366,238	421,913,050	2,867,783,620
24	211,128,760	297,180,482	47,196,038	1,335,802,828	530,753,638	417,195,654	2,839,257,400

(2) 北多摩一号処理区負担金

(単位：円)

年度	立川市	府中市	小金井市	小平市	東村山市	国分寺市	計
15	33,770,828	1,377,791,004	120,986,718	797,296,848	25,990,556	536,471,726	2,892,307,680
16	36,801,708	1,473,152,574	131,153,998	850,201,246	27,677,224	576,055,110	3,095,041,860
17	31,874,780	1,355,329,470	114,531,392	735,984,304	25,158,622	512,044,452	2,774,923,020
18	35,414,214	1,421,451,522	124,592,576	792,328,766	26,750,898	544,284,564	2,944,822,540
19	33,707,596	1,395,857,268	122,074,734	763,802,774	25,482,306	528,304,462	2,869,229,140
20	38,609,482	1,529,093,134	139,146,386	864,043,126	30,462,890	600,977,562	3,202,332,580
21	33,385,660	1,423,352,966	126,125,534	788,098,796	26,032,888	542,388,896	2,939,384,740
22	34,878,832	1,426,010,192	126,163,078	778,191,474	25,704,644	539,452,180	2,930,400,400
23	35,004,118	1,399,377,702	126,835,146	762,212,740	24,765,854	525,129,980	2,873,325,540
24	32,605,672	1,325,559,814	117,203,704	711,121,968	23,441,440	491,986,722	2,701,919,320

(3) 北多摩二号処理区負担金

(単位：円)

年度	立川市	国分寺市	国立市	計
15	222,431,442	133,575,206	409,151,092	765,157,740
16	231,141,156	132,750,644	409,385,400	773,277,200
17	220,511,112	126,475,970	397,943,638	744,930,720
18	220,456,468	130,467,946	403,356,966	754,281,380
19	220,415,922	122,009,982	371,589,916	714,015,820
20	228,925,224	133,325,280	405,162,156	767,412,660
21	181,780,030	115,232,454	355,740,496	652,752,980
22	206,545,238	121,486,190	374,467,732	702,499,160
23	204,703,644	118,037,082	367,355,234	690,095,960
24	203,203,024	117,077,316	367,566,780	687,847,120

(4) 多摩川上流処理区負担金

(単位：円)

年度	立川市	青梅市	昭島市	福生市	武藏村山市	羽村市	瑞穂町	奥多摩町	計
15	144,730,524	631,484,114	569,832,154	361,206,568 75,387,212	159,940,176 21,327,462	332,899,000	163,755,984	-	2,363,848,520 96,714,674
16	144,273,194	634,325,906	564,233,766	363,490,938 75,326,640	163,966,086 24,198,438	317,740,154	164,920,076	-	2,352,950,120 99,525,078
17	137,719,790	603,938,864	539,713,544	348,404,900 73,538,626	161,928,982 27,208,494	303,906,672	156,634,328	-	2,252,247,080 100,747,120
18	142,658,650	624,290,410	569,475,714	351,074,134 72,633,618	171,607,848 29,760,726	305,515,136	166,615,788	-	2,331,237,680 102,394,344
19	142,934,682	610,288,246	554,160,080	353,406,612 84,082,334	178,695,342 30,832,706	297,829,560	156,620,838	-	2,293,935,360 114,915,040
20	156,959,114	646,611,914	585,446,962	363,238,124 81,868,644	186,486,748 26,566,636	313,601,384	162,598,314	-	2,414,942,560 108,435,280
21	154,010,656	573,847,880	532,123,082	357,067,874 101,770,460	159,917,870 15,029,494	272,310,546	147,271,964	300,048	2,196,849,920 116,799,954
22	158,095,808	612,154,008	566,314,684	345,727,344 75,513,144	171,167,922 17,767,964	305,037,780	157,924,656	1,910,298	2,318,332,500 93,281,108
23	160,078,914	616,922,970	569,513,790	370,544,916 101,041,582	169,073,704 15,087,900	302,295,282	158,995,002	3,876,342	2,351,300,920 116,129,482
24	148,836,424	579,155,644	542,701,142	345,613,078 91,595,314	169,307,062 13,655,262	282,980,262	150,849,018	5,241,910	2,224,684,540 105,250,576

(注) 福生市及び武藏村山市の下段は内書きで、横田基地からの排除水量分である。

(5) 南多摩処理区負担金

(単位：円)

年度	八王子市	町田市	日野市	多摩市	稲城市	計
15	391,603,186	18,103,922	59,413,760	630,183,108	219,603,824	1,318,907,800
16	456,064,562	26,904,342	66,610,998	712,618,560	277,179,638	1,539,378,100
17	424,394,488	32,470,468	61,234,834	671,514,872	271,038,078	1,460,652,740
18	440,087,158	34,876,286	61,946,308	677,591,072	286,306,136	1,500,806,960
19	428,688,412	40,463,122	59,449,366	648,563,062	283,609,998	1,460,773,960
20	460,794,118	45,583,052	62,502,590	680,127,382	311,051,318	1,560,058,460
21	453,185,112	47,742,478	59,979,846	652,675,764	305,641,220	1,519,224,420
22	475,337,668	48,456,498	62,109,290	670,899,956	319,268,248	1,576,071,660
23	475,579,082	48,557,730	59,553,714	654,730,120	317,592,714	1,556,013,360
24	471,956,314	49,124,576	59,709,704	643,771,376	320,017,570	1,544,579,540

(6) 浅川処理区負担金

(単位：円)

年度	八王子市	日野市	計
15	514,952,782	410,924,818	925,877,600
16	523,987,814	432,962,766	956,950,580
17	531,428,480	441,615,860	973,044,340
18	568,293,648	463,293,872	1,031,587,520
19	576,935,608	471,078,552	1,048,014,160
20	603,473,820	488,484,680	1,091,958,500
21	582,029,546	473,635,154	1,055,664,700
22	595,944,842	484,785,418	1,080,730,260
23	603,812,248	489,407,852	1,093,220,100
24	594,786,602	485,557,578	1,080,344,180

(7) 秋川処理区負担金

(単位：円)

年度	八王子市	昭島市	日野市	羽村市	あきる野市	日の出町	檜原村	計
15	510,788,020	-	161,565,930	-	270,577,974	70,591,156	-	1,013,523,080
16	568,700,590	-	159,594,642	-	288,525,374	76,000,494	-	1,092,821,100
17	608,919,068	-	157,971,624	-	294,671,532	73,490,936	-	1,135,053,160
18	662,273,424	-	158,073,084	-	301,716,770	81,493,242	659,300	1,204,215,820
19	714,162,348	-	155,924,260	-	299,756,692	83,779,018	2,025,742	1,255,648,060
20	821,653,822	-	169,150,046	1,252,138	314,513,688	103,851,568	3,112,238	1,413,533,500
21	790,914,368	-	152,586,492	1,683,172	293,027,690	98,700,516	4,112,322	1,341,024,560
22	842,734,664	-	156,856,210	1,678,346	306,873,294	103,622,960	5,022,726	1,416,788,200
23	876,238,048	-	159,949,486	1,727,860	316,715,446	110,065,328	5,826,312	1,470,522,480
24	857,277,682	-	152,650,256	1,675,952	307,306,570	103,625,164	6,032,196	1,428,567,820

(8) 荒川右岸処理区負担金

(単位：円)

年度	武藏野市	小金井市	小平市	東村山市	東大和市
15	46,525,034	7,857,374	198,345,864	607,528,686	342,005,396
16	58,461,936	7,665,702	211,822,412	629,007,464	357,349,226
17	44,100,482	7,302,650	219,533,714	626,595,300	354,852,208
18	51,530,204	7,549,764	230,969,966	646,709,460	374,913,700
19	49,295,994	7,126,976	224,257,190	623,482,112	365,271,428
20	51,197,210	7,608,246	238,678,608	661,623,852	384,634,670
21	47,656,142	7,212,780	228,954,750	635,874,710	365,164,116
22	47,697,942	7,212,476	234,445,940	650,791,610	369,322,798
23	43,753,808	7,149,206	228,099,294	634,391,304	362,081,670
24	37,550,612	6,879,482	224,581,216	623,981,204	357,028,772
年度	清瀬市	東久留米市	武藏村山市	西東京市	計
15	312,432,238	480,776,874	181,233,058	765,852,076	2,942,556,600
16	328,815,862	499,677,504	187,736,568	804,556,026	3,085,092,700
17	329,784,254	485,339,648	183,555,276	791,795,208	3,042,858,740
18	339,271,600	501,069,292	192,002,600	827,769,694	3,171,786,280
19	320,207,798	481,657,904	178,903,696	792,462,602	3,042,665,700
20	343,168,804	506,921,140	189,568,586	837,820,124	3,221,221,240
21	321,003,746	481,746,406	182,242,718	800,103,832	3,069,959,200
22	325,690,438	488,995,666	185,993,014	820,510,516	3,130,660,400
23	316,799,806	479,052,472	181,255,554	808,009,466	3,060,592,580
24	310,243,742	465,160,546	177,912,200	790,862,346	2,994,200,120